

# 愛西市地域強靱化計画



令和3年3月

愛西市



## はじめに

我が国は、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。これらの経験から私たちは、大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要であることを学んできました。

こうしたことから、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（2013年12月11日公布・施行）に基づき、2014年6月に国土強靱化基本計画が策定され、政府一丸となって、強靱な国づくりが計画的に進められています。また、2018年12月にはこの計画の見直しが行われ、国土強靱化に関する施策の加速化・深化が図られているところです。

また、愛知県においても、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」（2016年3月公表）を策定し、2020年3月には計画の見直しが行われ、これまで以上に強靱化施策の充実と加速が図られているところです。

本市においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は巨大化する台風や局地的な集中豪雨の発生により、河川氾濫による浸水災害の発生も懸念されています。我々が、豊かな暮らしを続けていくためには、このような自然の猛威から目をそらさず、幅広い視点から、この地域の強靱化に取り組まなければなりません。

こうした背景を踏まえ、国や県と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるために、本市の強靱化に関する指針となる「**愛西市地域強靱化計画**」を策定しました。

今後は、迫り来る南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、国、県、近隣市町村のほか、地域や民間団体、市民とも連携しながら、強靱化に関する取組を一層進めていきます。

令和3年3月

愛西市長 日永貴章





## < 目 次 >

|       |                                      |     |
|-------|--------------------------------------|-----|
| 第1章   | 計画の策定趣旨、位置づけ                         |     |
| 1     | 計画の策定趣旨                              | 1   |
| 2     | 愛西市を強靱化する意義                          | 1   |
| 3     | 計画の位置づけ等                             |     |
| (1)   | 計画の位置づけ                              | 1   |
| (2)   | 対象とする区域                              | 2   |
| 第2章   | 愛西市の地域特性等                            |     |
| 1     | 愛西市の地域特性                             |     |
| (1)   | 地形                                   | 3   |
| (2)   | 人口動向                                 | 4   |
| (3)   | 産業特性                                 | 4   |
| (4)   | まちの現状                                | 5   |
| (5)   | 社会資本の老朽化                             | 5   |
| 2     | 愛西市に影響を及ぼす大規模自然災害                    |     |
| (1)   | 想定するリスクの設定及び被害の想定                    | 6   |
| (2)   | 地震・津波により想定される被害                      | 6   |
| (3)   | 風水害（台風、豪雨、洪水）により想定される被害              | 16  |
| (4)   | その他の大規模自然災害により想定される被害                | 21  |
| 第3章   | 愛西市の強靱化の基本的な考え方                      |     |
| 1     | 愛西市地域強靱化の基本目標                        | 22  |
| 2     | 愛西市の強靱化を進める上での留意事項                   | 22  |
| 第4章   | 愛西市の脆弱性評価と強靱化の推進方針                   |     |
| 1     | 脆弱性の評価                               |     |
| (1)   | 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 | 23  |
| (2)   | 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定                | 25  |
| (3)   | 脆弱性評価結果                              | 25  |
| 2     | 推進すべき施策の方針                           |     |
| (1)   | リスクシナリオごとの施策の推進方針                    | 26  |
| (2)   | 施策分野ごとの施策の推進方針                       | 47  |
| ア     | 個別施策分野                               | 47  |
| イ     | 横断的分野                                | 61  |
| 第5章   | 計画推進の方策                              |     |
| 1     | 計画の推進体制                              | 65  |
| 2     | 計画の進捗管理                              | 65  |
| 3     | 計画の見直し等                              | 65  |
| (別紙1) | リスクシナリオごとの脆弱性評価結果                    | 66  |
| (別紙2) | 施策分野ごとの脆弱性評価結果                       | 84  |
| (別紙3) | 愛西市地域強靱化計画に各課が位置付ける個別具体的施策の事業詳細      | 101 |



# 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

## 1 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に70%～80%と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定されます。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害の激甚化も懸念されています。このような大規模自然災害に備えるために、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要があります。

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。2014年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県においても2016年3月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。今後、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、本市においても、国や県、近隣自治体、地域、教育機関、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「愛西市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、取組を推進するものです。

## 2 愛西市を強靱化する意義

後述する地域特性や本市において想定される被害も考慮した上で、本市を強靱化する意義を以下に示します。

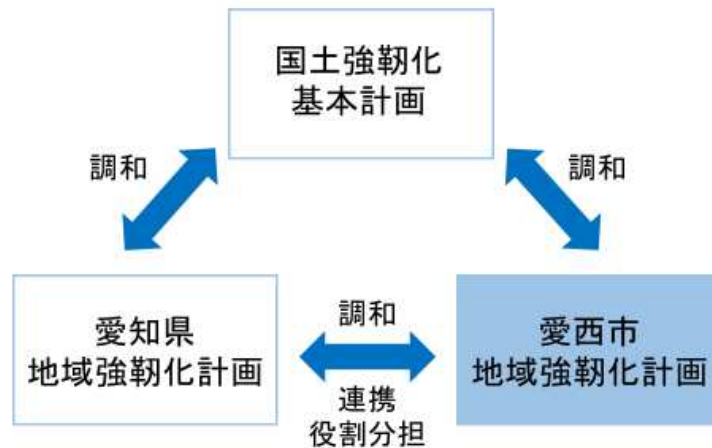
**大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、市民生活や地域の産業・経済活動を維持すること**

## 3 計画の位置づけ等

### (1) 計画の位置づけ

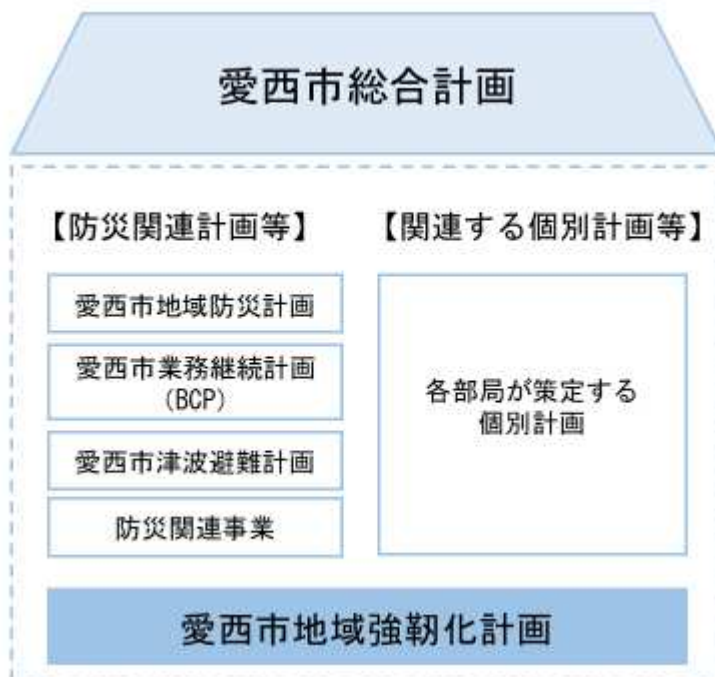
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。

## 《愛西市地域強靱化計画と国・県の強靱化計画の関係》



また、本計画は「愛西市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「愛西市地域防災計画」、「愛西市業務継続計画（BCP）」「愛西市津波避難計画」など、本市における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。

## 《愛西市地域強靱化計画のイメージ》



### (2) 対象とする区域

計画の対象区域は愛西市全域とします。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。



## 第2章 愛西市の地域特性等

### 1 愛西市の地域特性

#### (1) 地形

本市は、愛知県の最西端、名古屋市の西方約20kmに位置し、北は稲沢市、東は津島市、あま市、蟹江町、南は弥富市に接しています。

地勢は平坦で、木曾川の沖積層という肥沃な土壌に恵まれた濃尾平野の西端として、農地や水面をはじめとした自然が多く広がっており、総面積は、66.68 km<sup>2</sup>です。

地盤は、沖積層が厚く軟弱であり、市の西に位置する一級河川の木曾川・長良川を隔てて隣接する岐阜県、三重県にまたがる濃尾平野（沖積平野）は、日本最大級のゼロメートル地帯であり、その広さは約400 km<sup>2</sup>にも及びます。

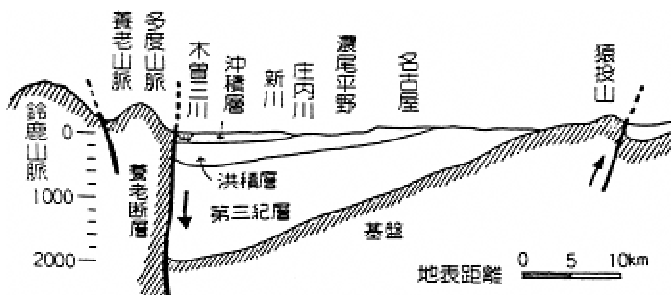
沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向があります。また、市の東部には二級河川の日光川やその支流の領内川、善太川が流れており、こうした河川の堤防等が被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に湛水することが想定されます。



1959年9月の伊勢湾台風（昭和34年台風第15号）では、県全体の浸水面積は350 km<sup>2</sup>に達し、本市においても、旧佐屋町、旧立田村を中心に浸水しました。

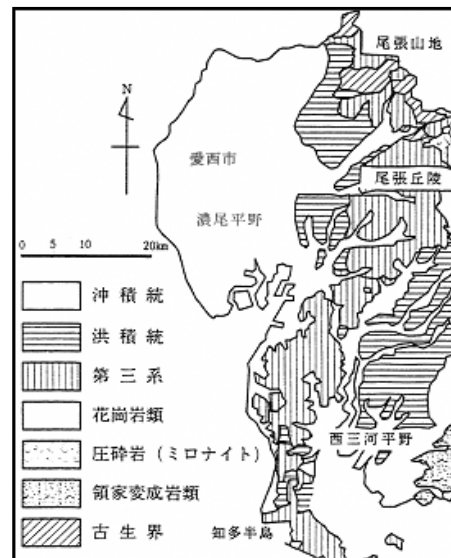
このほか、南海トラフ地震による津波では、地震発生後から短い時間で津波が到達するおそれもあります。

《濃尾の傾動地塊の略図》



資料：愛西市地域防災計画

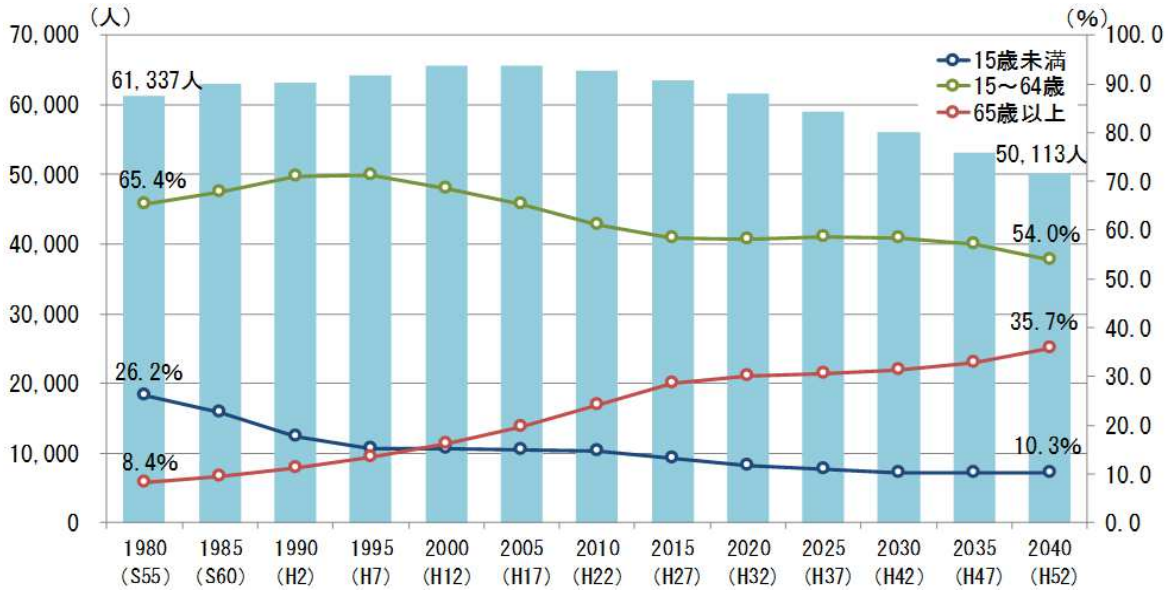
《愛知県西部の地形と地質》



資料：愛西市地域防災計画

## (2) 人口動向

本市の人口は、2007年以降、約6万7千人をピークにその後減少傾向にあり、2040年には約5万人まで減少し、ピーク時から比べ約25%減少すると推計されています。また、年齢区分の割合は、15歳未満及び15～64歳は減少しているのに対し、65歳以上は著しく増加しています。2040年には、15歳未満が約10%、15～64歳が約54%へ減少するのに対し、65歳以上は約36%へ増加し、全人口のおよそ3人に1人が65歳以上となる見込みです。

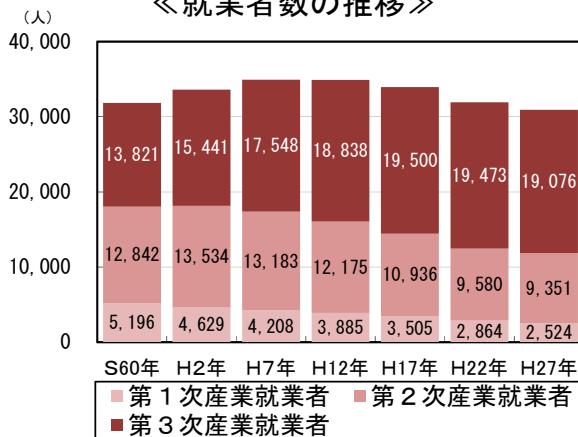


資料：愛西市公共施設等総合管理計画

## (3) 産業特性

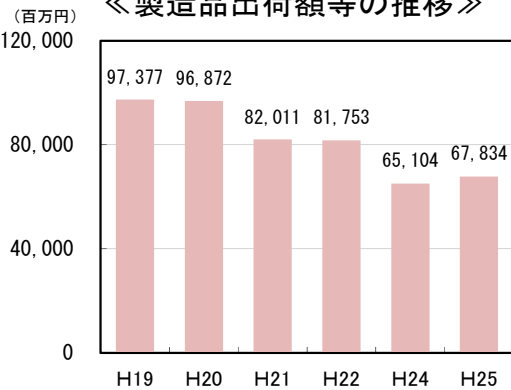
本市は、豊かな自然環境や大都市近郊という立地、肥沃な土壤に恵まれたことなどによりレンコンやイチゴといった特色のある農作物を栽培し、農業が発展しています。他地域と比較して農業従事者の割合は高くなっているものの、高齢化や後継者の不足等により農業従事者は減少傾向にあります。また、製造品出荷額等や商品販売額も減少傾向となっており、産業の活性化が課題となっています。

### 《就業者数の推移》



資料：愛西市総合計画

### 《製造品出荷額等の推移》



資料：愛西市総合計画

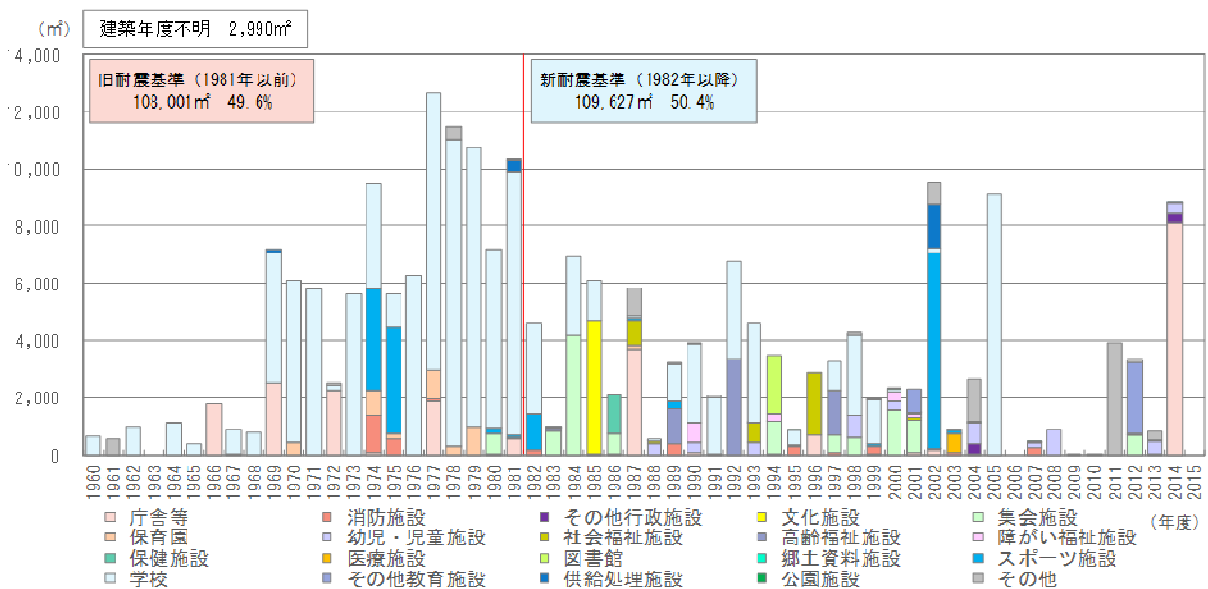
#### (4) まちの現状

本市は、市域面積の約 5%にあたる 315ha が市街化区域であり、住宅や生活サービ  
スがコンパクトにまとまった市街地を形成しています。土地利用面積としては住宅用  
地が 157.93ha と最も多く、商業用地は 20.73ha、工業用地は 7.65ha となっています。  
一方、田は 10.87ha、畑は 15.16ha であり、市街化されていない自然的土地利用を多  
く含んでいます。

また、市域面積の残り約 95%が市街化調整区域であり、水稻やレンコンなどの生産  
の場として農業を支えるだけでなく、生物多様性の保全や田園風景の形成、防災機能  
など多面的な機能を有する貴重な資源となっています。

#### (5) 社会資本の老朽化

本市の公共施設のうち、旧耐震基準以前に建てられた建物は、大半が学校施設です。  
児童生徒数の増加に伴い 1969 年から 1981 年にかけて集中的に建てられており、この  
期間に建設された建物は全体の約 46%を占めています。また、これらの建物は旧耐震  
基準の時期に建設されており、建物の老朽化が想定されます。



資料：愛西市公共施設等総合管理計画

## 2 愛西市に影響を及ぼす大規模自然災害

### (1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、洪水）、異常渇水〕を対象とします。なお、被害については、地震・津波など、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

### (2) 地震・津波により想定される被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（2014年5月公表）」においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。

#### **過去地震最大モデル**

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震）を重ね合わせたモデル。

#### **理論上最大想定モデル**

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は以下のとおりです。

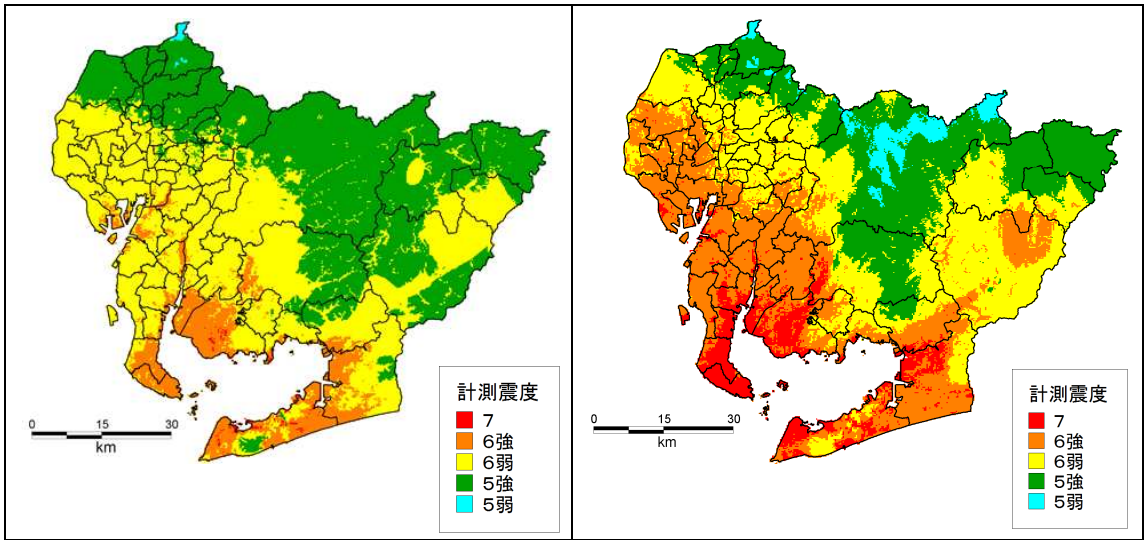
#### **【強い揺れ、液状化、津波に伴う被害】**

##### ①震度分布

- ・過去地震最大モデルでは、市内のほぼ全域が震度6弱以上となると想定されています。
- ・理論上最大想定モデルでは、市内の大半が震度6強以上となると想定されています。

【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル】

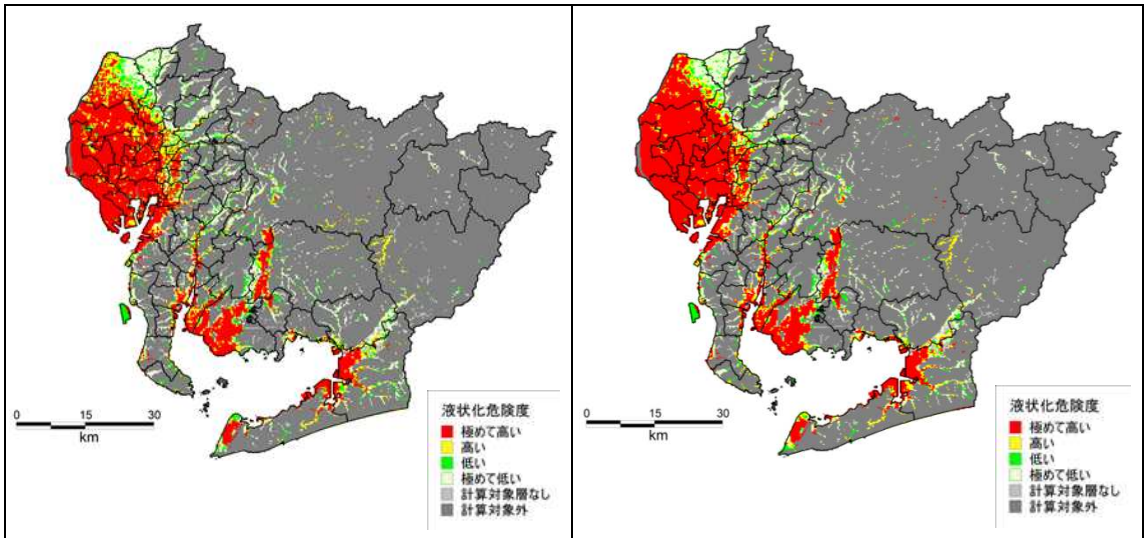


②液状化危険度分布

・市内のほぼ全域において、液状化の危険度が極めて高くなっています。

【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル】



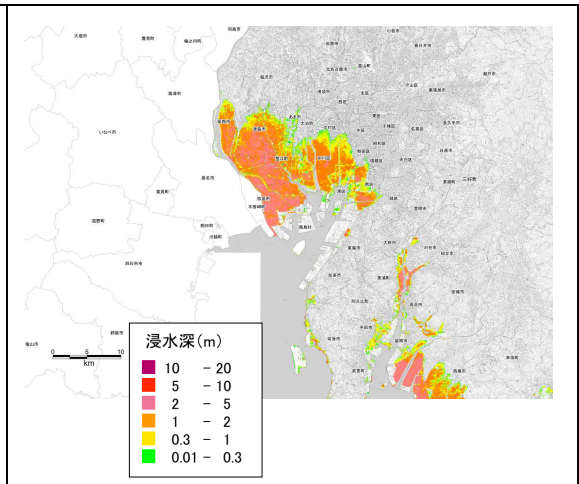
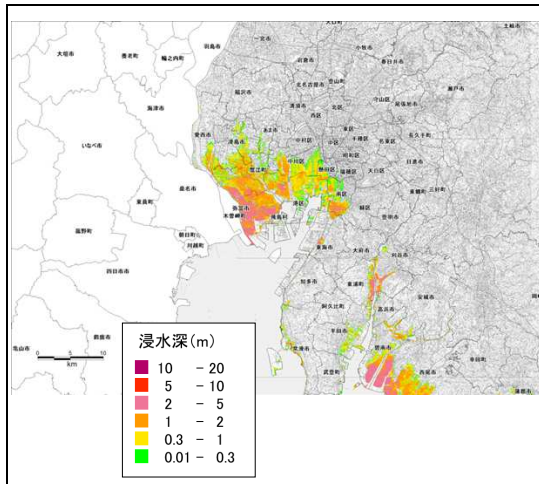
### ③津波浸水想定域及び最大浸水深分布

・本市では、市内の南部を中心に市内の大半が浸水する可能性がある想定されます。津波により浸水が想定される面積は、過去地震最大モデルの津波で約 1,387ha、理論上最大想定モデルの津波では最大約 3,655ha です。

・理論上最大想定モデル、過去地震最大モデルに共通して、遠州灘では 発災後約 30 分以内に津波が押し寄せますが、伊勢湾や三河湾のような内湾では、沿岸に津波が到達するのは発災後 1 時間～ 2 時間近く経過してからと想定されます。

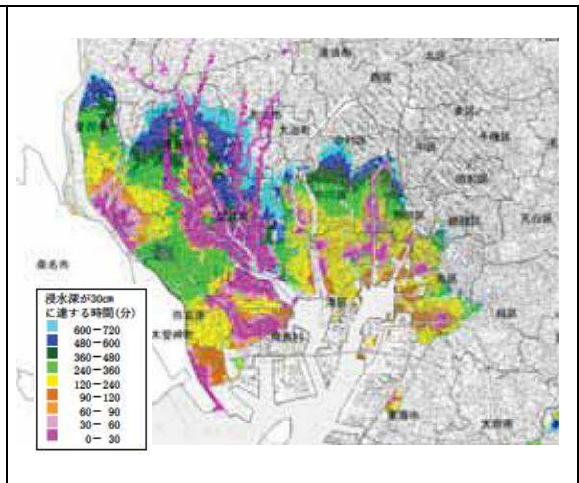
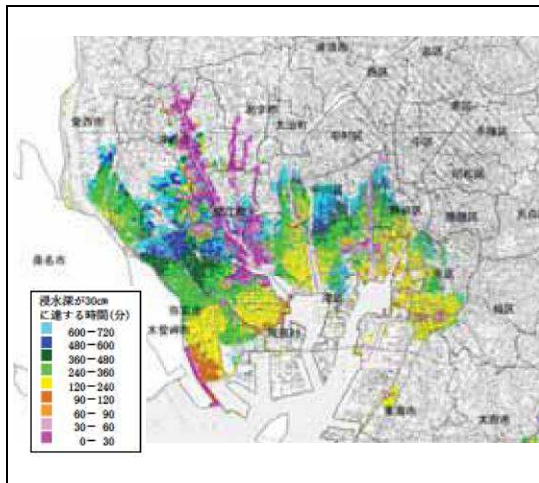
【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル(津波ケース①)】



【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル(津波ケース①)】



【震度・津波高・津波到達時間・浸水面積の想定（過去地震最大モデル）】

| 最大震度 | 最大津波高 | 最短津波到達時間<br>(津波高 30cm) | 浸水面積<br>(浸水深 1 cm以上) |
|------|-------|------------------------|----------------------|
| 6弱   | -     | -                      | 1,387ha              |

【震度・津波高・津波到達時間・浸水面積の想定（理論上最大想定モデル）】

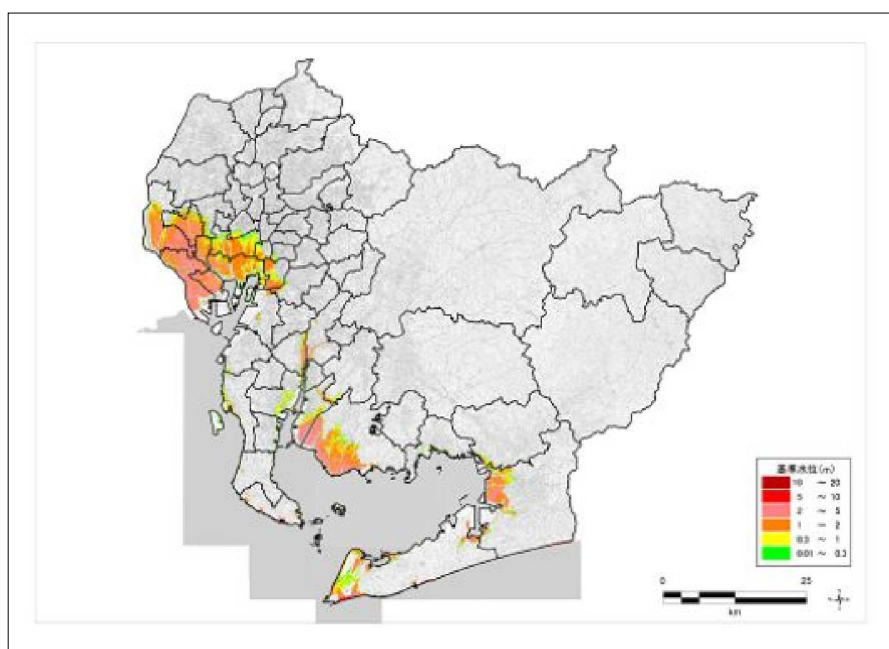
| 最大震度 | 最大津波高 | 最短津波到達時間<br>(津波高 30cm) | 浸水面積<br>(浸水深 1 cm以上) |
|------|-------|------------------------|----------------------|
| 6強   | -     | -                      | 3,655ha              |

＜津波災害警戒区域の指定＞

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、最大クラスの津波が発生しても「なんとしても人命を守る」という考えの下、ハード・ソフトの施策を総動員する「多重防御」の発想により、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する、「津波防災地域づくりに関する法律」が2011年12月に施行されました。

この法に基づき、愛知県においては、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした「津波災害警戒区域」を、2019年7月30日に県内26市町村において指定し、本市も該当市町村の1つとなっています。

【津波災害警戒区域の指定範囲（概要図）】



津波災害警戒区域では、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、市の地域防災計画に定められた避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者に避難確保計画の作成等が義務づけられています。

### **<長周期地震動>**

想定される南海トラフ地震においては、揺れが1往復するのにかかる時間（周期）が長い長周期地震動による影響も懸念されます。地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している濃尾平野では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、室内では固定されていない家具の転倒等により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されています。



#### ④建物被害・人的被害

・本市では、市内の南部を中心に市内の大半が浸水する可能性があるとして想定されます。

##### 【被害量の想定結果】

| 区分                    |         | 過去地震最大モデル         | 理論上最大想定モデル                                     |
|-----------------------|---------|-------------------|--|
| 建物被害<br>【全壊・焼<br>失棟数】 | 揺れ      | 約200棟             | 約3,100棟  |
|                       | 液状化     | 約700棟             | 約700棟  |
|                       | 津波・浸水   | 約200棟             | 約3,500棟  |
|                       | 急傾斜地崩壊等 | わずか               | わずか  |
|                       | 火災      | 約10棟              | 約600棟  |
|                       | 合計      | 約1,100棟           | 約7,900棟<br>※冬夕方18時の場合<br>(地震：東側ケース、<br>津波ケース⑦) |
| 人的被害<br>【死者数】         | 建物倒壊    | 約10人              | 約200人  |
|                       | 津波・浸水   | 約10人              | 約800人  |
|                       | 急傾斜地崩壊等 | わずか               | わずか  |
|                       | 火災      | わずか               | わずか  |
|                       | 合計      | 約20人<br>※冬深夜5時の場合 | 約1,000人<br>※冬深夜5時の場合<br>(地震：東側ケース、<br>津波ケース①)  |

※端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

### ⑤ライフライン被害【過去地震最大モデル】

・ライフライン被害については、不特定要素を多く含むため、実際に対策を進める上で参照するものとして、「過去地震最大モデル」で想定しました。

| ライフライン被害                   | 過去地震最大モデル  |
|----------------------------|------------|
| 上水道（断水人口）                  | 約 62,000 人 |
| 下水道（機能支障人口）<br>※発災後1日後の想定  | 約 8,100 人  |
| 電力（停電戸数）                   | 約 30,000 戸 |
| 固定電話（不通回線数）                | 約 5,300 戸  |
| 携帯電話（停波基地局率）<br>※発災後1日後の想定 | 約 81%      |
| 都市ガス（復旧対象戸数）               | わずか        |
| LP ガス（機能支障世帯数）             | 約 4,400 戸  |

## 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震です。江戸時代以降は、地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされています。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられます。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があります。周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられています。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、本市では、大きな揺れを記録する地震を経験していませんが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要があります。

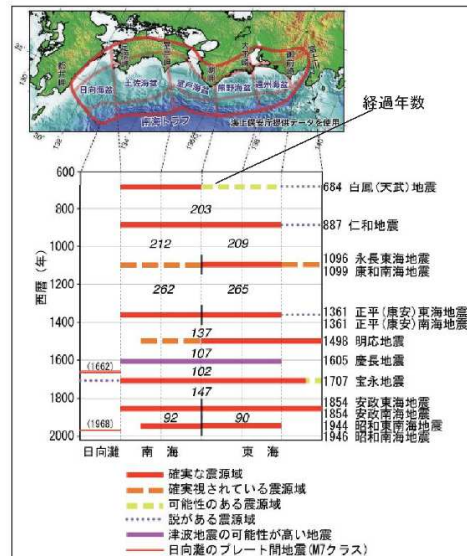
さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生の事実が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要があります。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。

### 【南海トラフ地震の長期評価】

| 領域または地震名 | 長期評価で予想した地震規模(マグニチュード) | 地震発生確率（算定基準日：2020年1月1日） |         |       |
|----------|------------------------|-------------------------|---------|-------|
|          |                        | 10年以内                   | 30年以内   | 50年以内 |
| 南海トラフ    | M8～M9クラス               | 30%程度                   | 70%～80% | 90%程度 |

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)



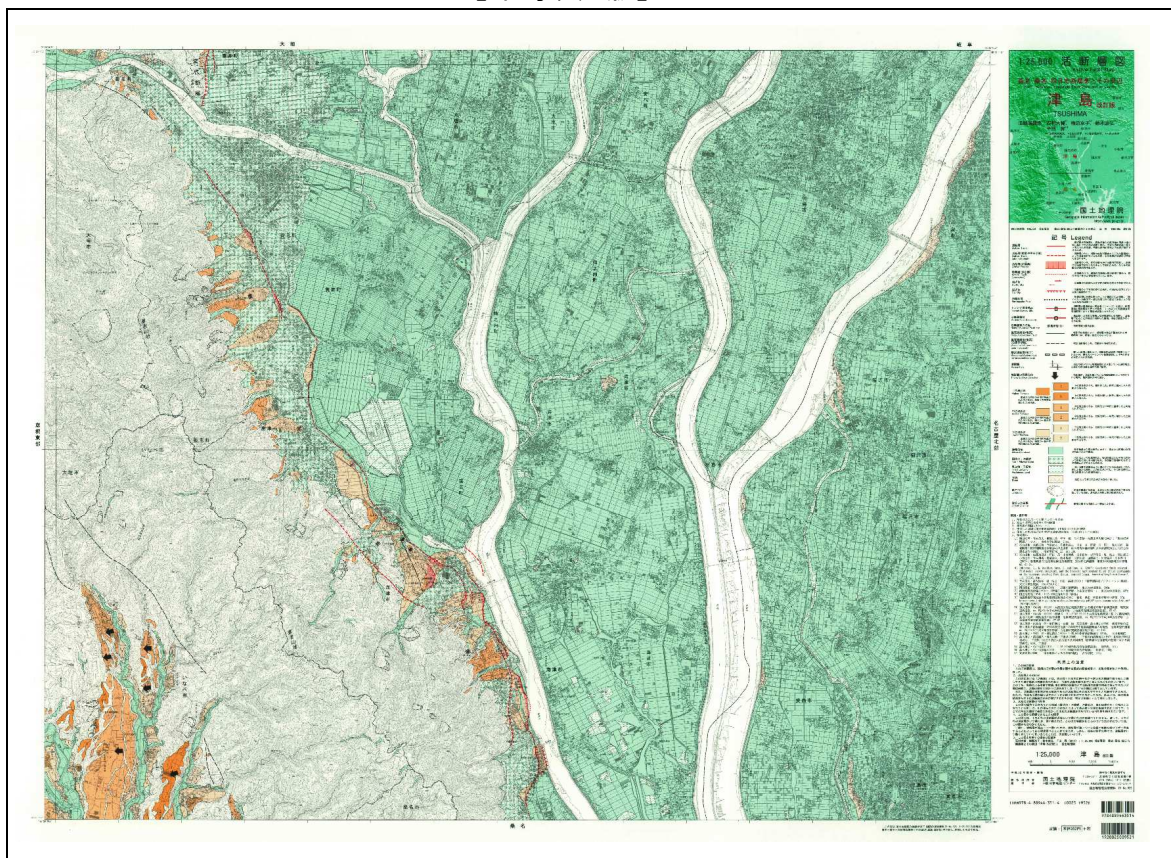
資料：愛知県地域強靱化計画

### <活断層で起きる地震>

南海トラフ地震がおおよそ 100 ～ 150 年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされています。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。現に愛知県でも、1891 年には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が、1945 年には昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれこの地域でも被害が記録されています。

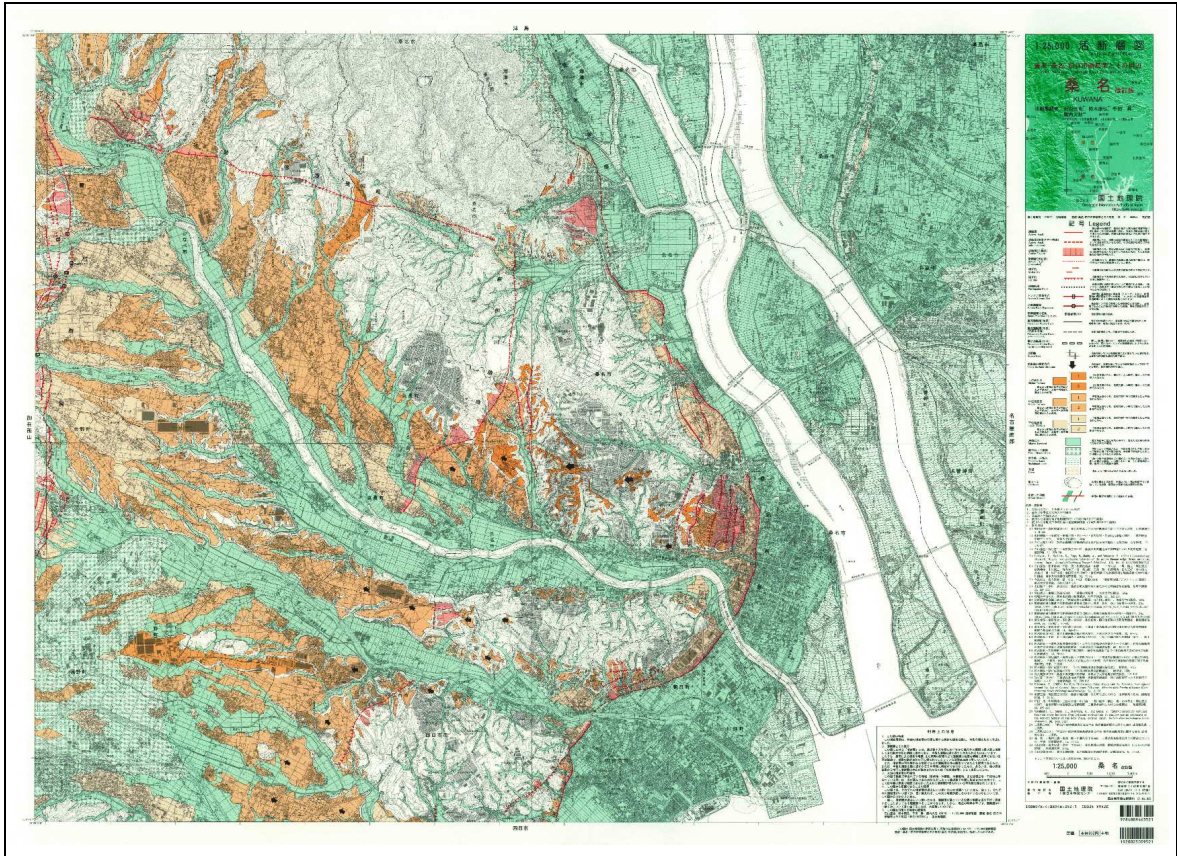
また、本市においては、「養老-桑名-四日市断層帯」の地震による影響も少なくありません。愛知県内では主に尾張西部に被害が限定されるため、この地域を中心に陸上輸送に支障が生じ、三重県へのアクセスも困難となることが予想されます。

### 【津島改定版】



出典：石村大輔・楳原京子・鈴木康弘・千田 昇(2019) :1:25,000 活断層図  
養老-桑名-四日市断層帯とその周辺「津島(改訂版)」, 国土地理院.

【桑名改訂版】

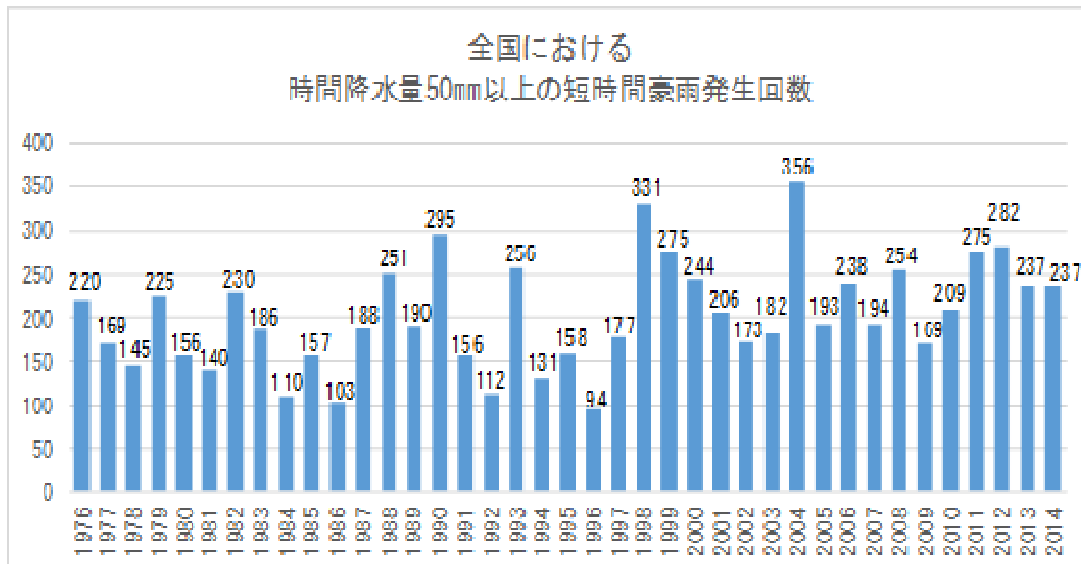


出典：石山達也・鈴木康弘・千田昇・廣内大助(2019)：1:25,000 活断層図  
養老－桑名－四日市断層帯とその周辺「桑名(改訂版)」，国土地理院

### (3) 風水害（台風、豪雨、洪水）により想定される被害

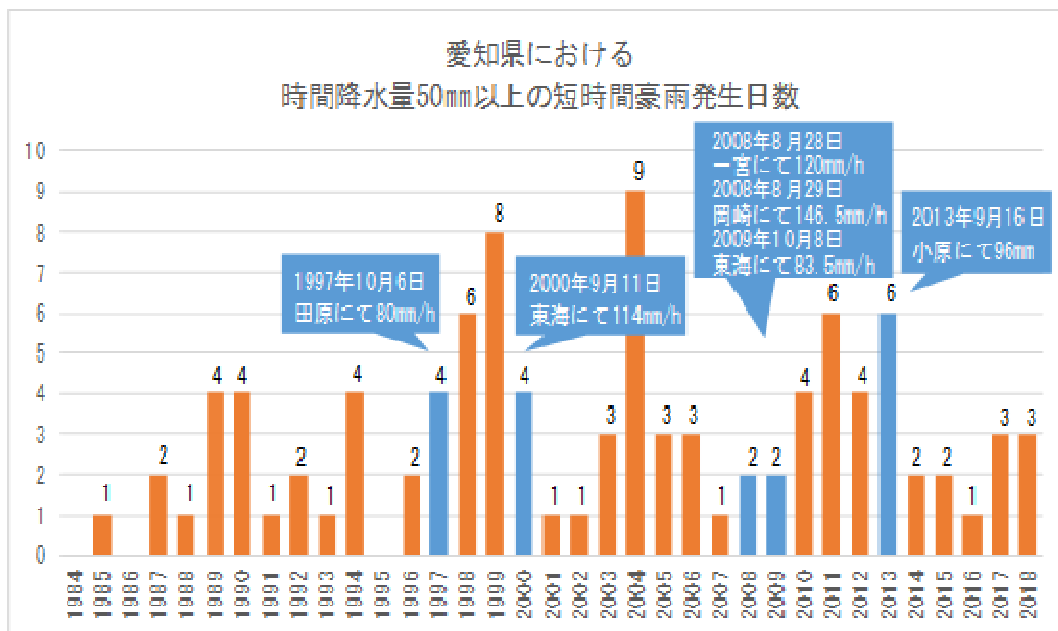
近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害が頻発・激甚化することが懸念されます。

《全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数》



資料：愛知県地域強靱化計画

《愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数》

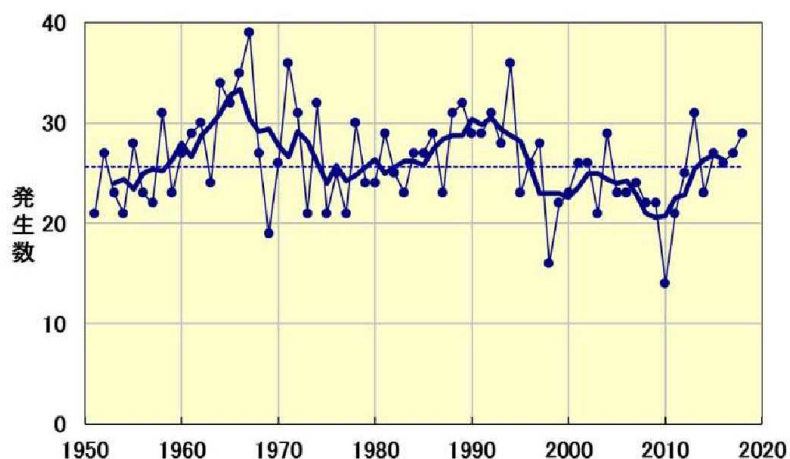


資料：愛知県地域強靱化計画

また、近年の台風の発生傾向としては、2018年の台風の発生数は29個（平年値25.6個）と平年よりも多く、1990年代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、1951～2018年の統計期間では長期変化傾向は見られません。

さらに、「強い」以上の勢力となった台風の発生数は、1977～2018年の統計期間では変化傾向は見られません。

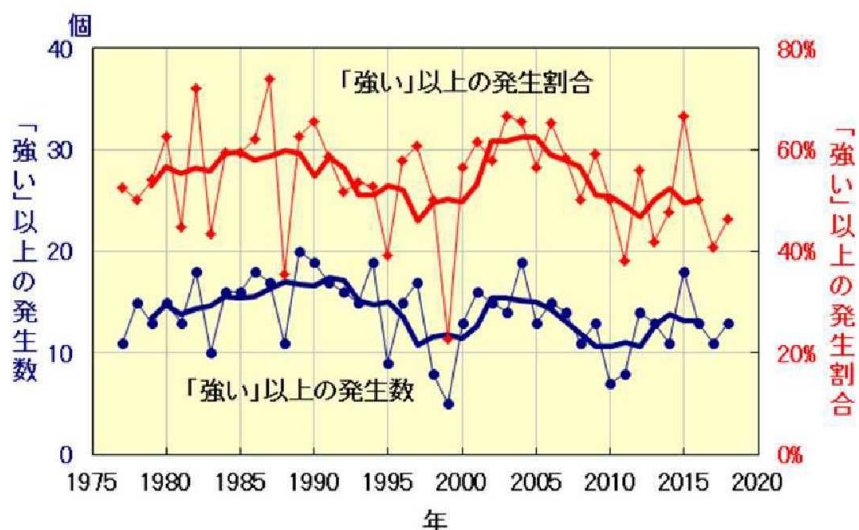
《台風の発生数の経年変化》



※細い実線は年々の値を、太い実線は5年移動平均を、破線は平年値を示す。

資料：愛知県地域強靱化計画

《「強い」以上の勢力となった台風の発生数と全発生数に対する割合の経年変化》



※細い実線は「強い」以上の勢力となった台風の発生数(青)と全台風に対する割合(赤)の経年変化。

太い実線はそれぞれの5年移動平均。

資料：愛知県地域強靱化計画

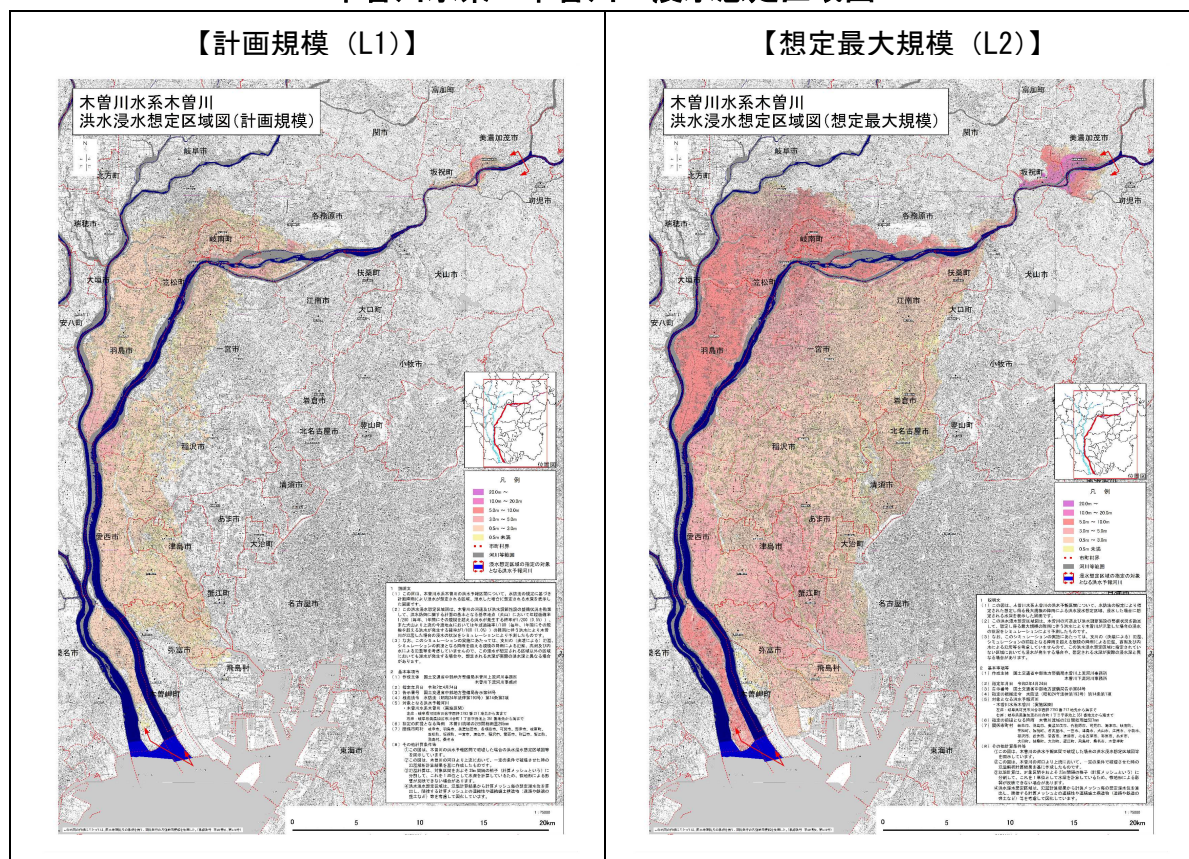
## 【河川の氾濫により想定される被害】

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は、洪水予報河川、水位周知河川として指定されています。本市では、洪水予報河川に国土交通省管理の木曾川、長良川、愛知県管理の日光川が指定され、水位周知河川に愛知県管理の領内川、蟹江川が指定されています。

| 区分     | 河川名       | 河川管理者 |
|--------|-----------|-------|
| 洪水予報河川 | 木曾川水系 木曾川 | 国土交通省 |
|        | 木曾川水系 長良川 | 国土交通省 |
|        | 日光川水系 日光川 | 愛知県   |
| 水位周知河川 | 日光川水系 領内川 | 愛知県   |
|        | 日光川水系 蟹江川 | 愛知県   |

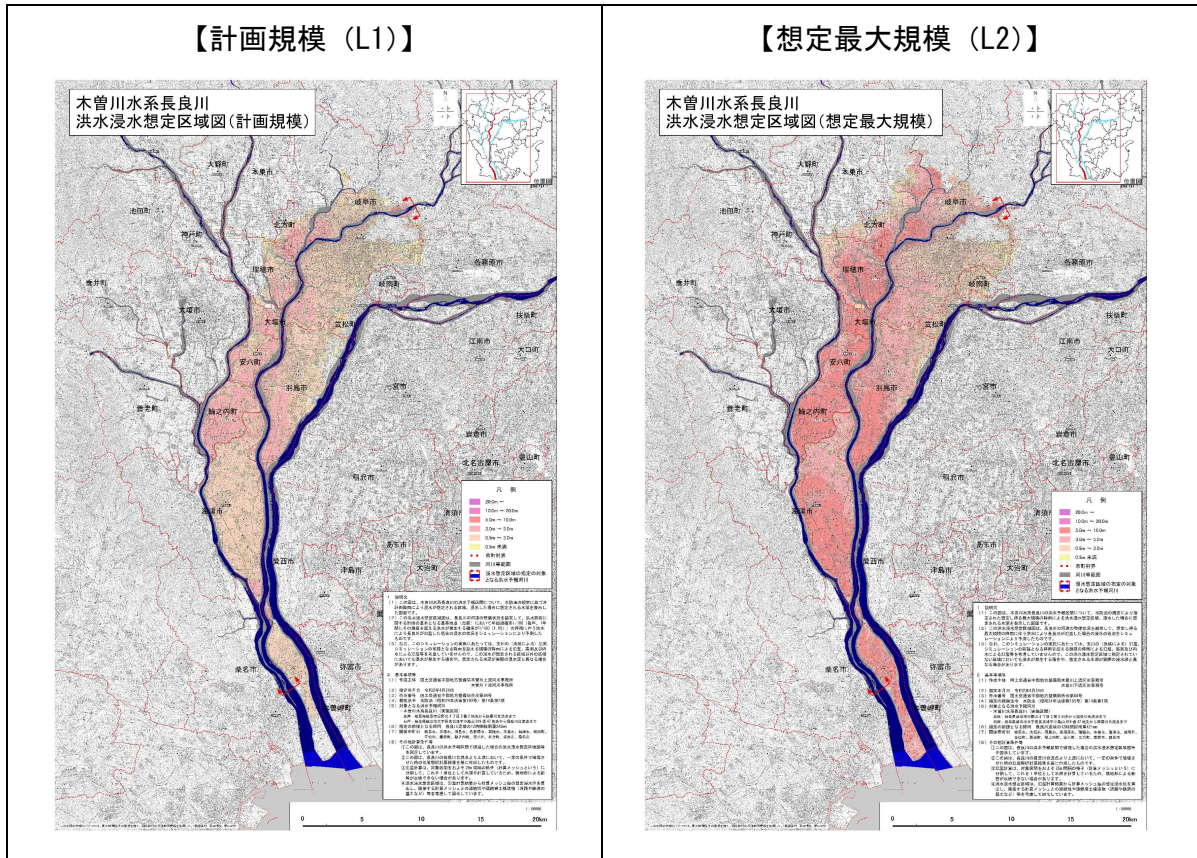
本市では、木曾川、長良川、日光川、領内川、蟹江川のハザードマップを作成(2021年3月作成)し、想定された大雨による河川の氾濫により浸水が想定される地域を公表しています。

### 《木曾川水系 木曾川 浸水想定区域図》

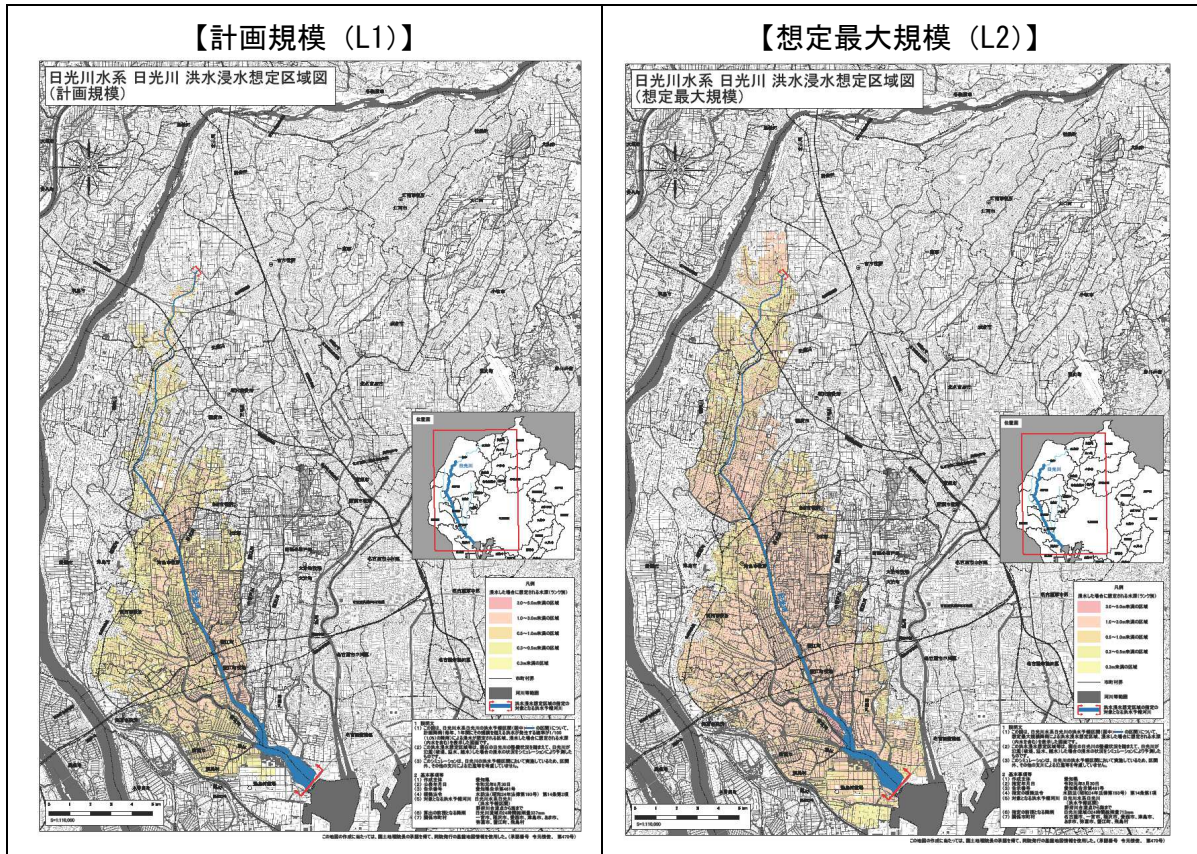




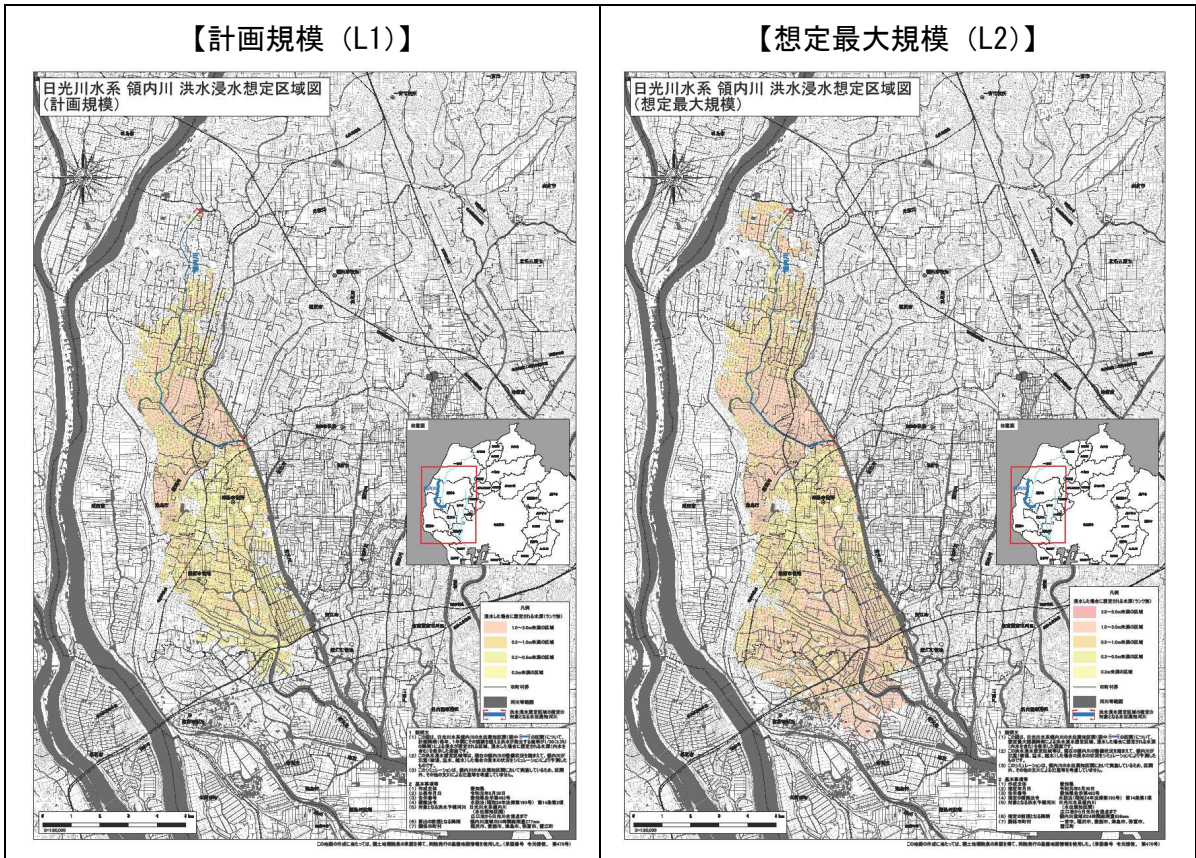
## 《木曾川水系 長良川 浸水想定区域図》



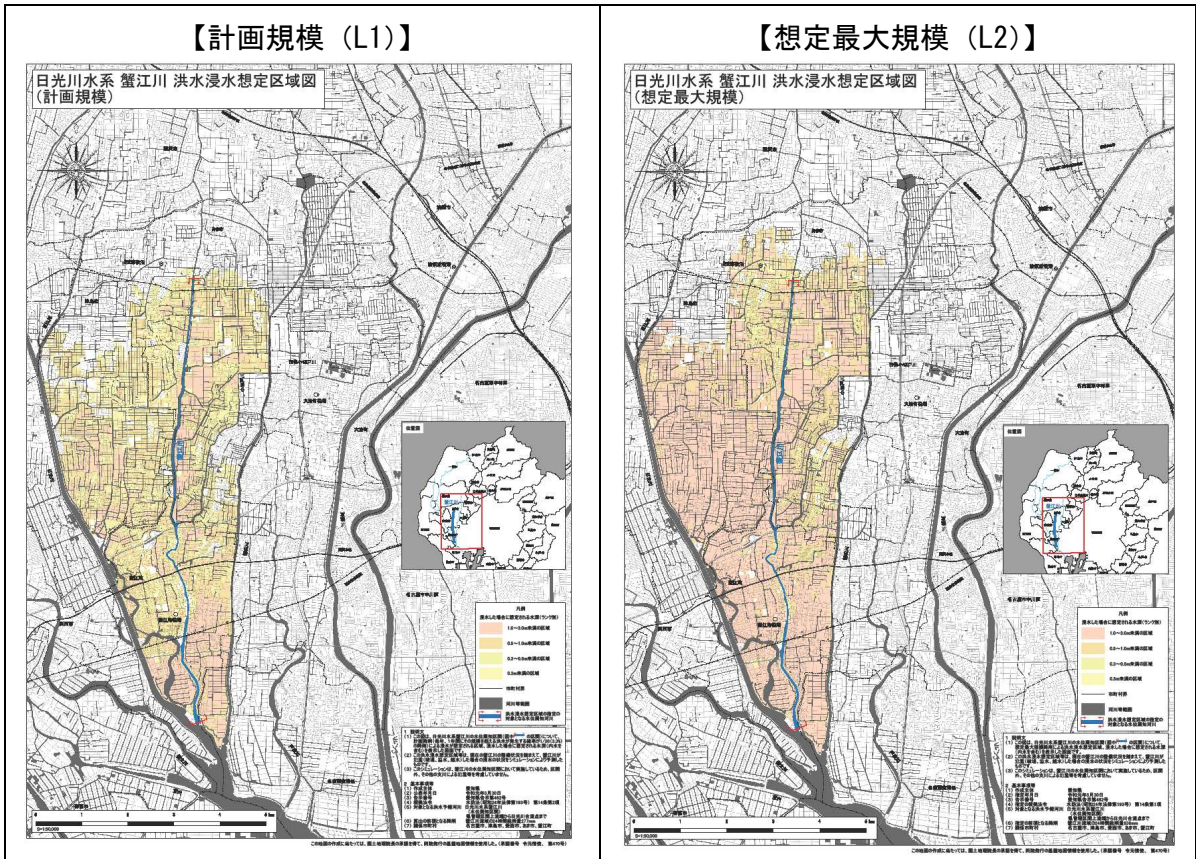
## 《日光川水系 日光川 浸水想定区域図》



《日光川水系 領内川 浸水想定区域図》



《日光川水系 蟹江川 浸水想定区域図》



## **(4) その他の大規模自然災害により想定される被害**

### **<異常渇水>**

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じています。

1994年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施されました。将来においても、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

### **<大雪>**

2014年2月13日に南西諸島で発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となりました。これにより、全国をあわせて死者24名となったほか、広い範囲で住家損壊等が発生し、愛知県内においても、名古屋で最深積雪7cmを観測しました。

一度こうした大雪となった場合、長期停電や、道路の通行止めなど、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

### **<火山噴火>**

2014年9月27日の御嶽山噴火においては、死者58名、行方不明者5名の人的被害（2015年8月6日現在）が発生しました。噴火により火山由来の濁水が河川に流入することにより、水質上の大きな問題が生じる場合もありますが、木曽川の水利用にこの噴火による影響はありませんでした。

本市や本市近郊に火山は位置していませんが、富士山が噴火し、首都圏を中心に機能麻痺に陥った場合、この地域へも影響が予想されます。

## 第3章 愛西市の強靱化の基本的な考え方

### 1 愛西市地域強靱化計画の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- 1 市民の生命を最大限守る
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する
- 4 迅速な復旧復興を可能とする

### 2 愛西市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- \* 本市の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証すること
- \* 短期的な視点によらず、中長期的な視野を持って計画的に取組を推進すること
- \* ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組むこと
- \* 非常時のみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫すること
- \* 地域の強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備すること
- \* 女性、高齢者、こども、障がい者、外国人、性的少数者などへ配慮すること

## 第4章 愛西市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

### 1 脆弱性の評価

#### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、本市を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と38の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

| 事前に備えるべき目標                                       | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                               |
|--|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ                                      | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設による多数の死傷者の発生    |
|  | 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生           |
|  | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生                         |
|  | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                 |
|  | 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                              |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止           |
|  | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                             |
|  | 2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足            |
|  | 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱                       |
|  | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
|  | 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                             |
|  | 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生       |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する                                | 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱                   |
|  | 3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                           |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                       | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                        |
|  | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態               |

|   |   |
|---|---|
|   | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                                |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下   |
|   | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響   |
|   | 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響   |
|   | 5-4 食料等の安定供給の停滞   |
|   | 5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響   |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止                       |
|   | 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止  |
|   | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止   |
|   | 6-4 交通インフラ、防災インフラの長期間にわたる機能停止   |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生   |
|   | 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺  |
|   | 7-3 排水機場等の防災施設等の損壊・機能不全   |
|   | 7-4 有害物質の大規模拡散・流出   |
|   | 7-5 農地の荒廃による被害の拡大   |
|   | 7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響  |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                   | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態   |
|   | 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
|   | 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                       |
|   | 8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ  |
|   | 8-5 有形・無形の貴重な文化・文化財の損失  |
|   | 8-6 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧、復興が大幅に遅れる事態   |

## (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定しました。

| 個別施策分野              | 横断的分野          |
|---------------------|----------------|
| ① 行政機能／警察・消防等／防災教育等 | ① リスクコミュニケーション |
| ② 住宅・都市             | ② 人材育成         |
| ③ 保健医療・福祉           | ③ 老朽化対策        |
| ④ エネルギー             | ④ 産学官民・広域連携    |
| ⑤ 情報通信              |                |
| ⑥ 産業・経済             |                |
| ⑦ 交通・物流             |                |
| ⑧ 農林水産              |                |
| ⑨ 地域保全              |                |
| ⑩ 環境                |                |
| ⑪ 土地利用              |                |

## (3) 脆弱性評価結果

国が実施している評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、38のリスクシナリオごとに本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理しました。次に施策分野についても同様の分析評価を行いました。

国、県、関係事業者などの取組等についても必要に応じて評価の対象に含め分析を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて（別紙）「脆弱性評価結果」としてまとめました。

## 2 推進すべき施策の方針

### (1) リスクシナリオごとの施策の推進方針

前節(3)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は次のとおりです。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的な数値指標に關係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとしました。

#### 目標(1) 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設による多数の死傷者の発生

###### (住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【市・地域・民間】(都市計画課)

###### (家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。【市・地域・民間】(危機管理課・都市計画課・高齢福祉課)

###### (地域防災力・企業防災力の向上)

○地域防災力を向上させるため、校区・自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【市・地域】(危機管理課・消防)

○防災リーダー養成講座の実施により、地域防災力の向上を推進する。【市・地域】(危機管理課)

○企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の実施を推進する。【市・地域】(危機管理課・消防)

○企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【市・地域】(危機管理課)

###### (公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○地震により内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する。【市】(財政課)(3-2再掲)

###### (医療救護所の機能充実等)

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、八開診療所において医療活動を行うほか、公共施設に設置する医療救護所等の機能充実を推進する。また、医療救護所開設訓練を実施する。【市】(危機管理課・健康推進課・八開診療所)



(重要業績指標)

◆住宅の耐震化率：72% (R1) ⇒95% (R6)

◆自主防災連合会の発足数：7/13 (R1) ⇒13/13 (R6)

◆医療救護所開設訓練実施回数：0 回/年 (R1) ⇒1 回/年 (R6)

※ ( ) 内には、現状及び目標達成の年次を表示している。(以下同じ。)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震対策を推進する。【市】(都市計画課)

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する。また、私立学校施設の耐震化を設置者へ働きかける。(財政課)

(震災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却の促進、小規模な道路整備等により防災機能の改善を図る。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等のオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等で面的に整備・改善を行うことや空き地、市街地内農地を有効活用した公園緑地の整備を推進する。【市】(都市計画課・消防) (7-1 再掲)
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。【市】(都市計画課・消防) (7-1 再掲)

(災害対応能力の向上)

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。【国・県・市】(危機管理課・消防)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波に強い地域づくり)

- 津波・高潮による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進する。【市】(危機管理課)
- 津波浸水想定区域においては、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する。【市・地域】(危機管理課)

#### **(避難場所・避難路の確保・整備等)**

- 災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難場所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する。【市】(危機管理課)
- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路については、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。【市】(危機管理課)
- 避難路を確保するため、道路橋梁の耐震化、老朽化対策を推進する。【市】(土木課)

#### **(河川堤防の耐震化等の推進)**

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。【国・県・市】(土木課)

#### **(河川の水閘門の耐震化の推進)**

- 河川の河口部にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。【国・県・市】(土木課)

#### **(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)**

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。【国・県・市】(土木課) (1-4 再掲)

#### **(重要業績指標)**

- ◆地震ハザードマップを作成・更新：策定(H27)⇒更新(R2)
- ◆総合防災訓練の実施：1回/年(R1)⇒継続実施
- ◆愛西市津波避難計画の策定：策定(H29)⇒定期的な見直し
- ◆要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率：14%(R1)⇒100%(R6)

### **1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

#### **(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)**

- 大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。【国・県・市・地域・民間】(危機管理課・土木課)

#### **(河川堤防の耐震化等の推進)**

- 河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

### (河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。【国・県・市】(土木課)(1-3再掲)

### (河川の改修)

- 洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する。【国・県・市】(土木課)

### (ハザードマップの作成・周知啓発)

- 水位周知河川について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。【市・地域】(危機管理課)

### (河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。【国・県・市・地域】(危機管理課・土木課)
- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施に努める。【国・県・市】(危機管理課)
- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促す。【市・民間・地域】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・学校教育課)

### (広域避難体制の確立)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める。【国・県・市】(危機管理課)

### (重要業績指標)

- ◆洪水ハザードマップの策定・更新：策定(H21)⇒更新(R2)
- ◆(再掲)要配慮者利用施設における津波避難確保計画の策定率：14%(R1)⇒100%(R6)
- ◆(再掲)総合防災訓練の実施：1回/年(R1)⇒1回/年(R6)

## 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### (除雪体制の確立)

- 集中的な大雪に備え、車両停滞が予見されるリスク箇所を事前に把握した上で、予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を進める。【国・県・市】(土木課)

目標（２）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

## 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### （物資輸送ルートの確保）

○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】（危機管理課・土木課・都市計画課）（5-3、6-4 再掲）

### （迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備）

○迅速な輸送経路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

### （水道施設の老朽化対策等の推進）

○水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、非常用水源の増備及び津波・水害対策等の検討や、応急給水計画の充実化を推進する。  
【県・市・民間】（上水道課）

### （備蓄の推進）

- 備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水、燃料等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する。【市】（危機管理課）
- 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した社会福祉施設等に受け入れに必要な資材等の整備・充実を推進する。【市・民間】（社会福祉課）
- 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭における備蓄を推進する。  
【市・民間・地域】（危機管理課）

### （物資調達体制の強化、受援体制の構築）

○産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。【国・県・市】（危機管理課・人事課）

### （災害時の広域連携の推進）

○災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。  
【市】（危機管理課）（3-2 再掲）

### （重要業績指標）

◆水道管路の耐震化率：愛西市水道事業 5.9% (R1) ⇒ 10.0% (R6)  
海部南部水道企業団 13.7% (R1) ⇒ 20.0% (R6)

◆愛西市受援マニュアルの策定：策定済(R2)⇒定期的な見直し

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (孤立地域等の発生防止)

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、震災対策を推進する。【県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課)
- ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点整備を促進する。【県】(危機管理課)

### (重要業績指標)

◆広域防災活動拠点(旧永和荘跡地)の整備：供用開始予定(R4)

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換、意見交換を推進し、顔の見える関係づくりを推進する。【国・県・市】(危機管理課)
- 災害発生時、対応策検討のための情報収集手段としてドローンの活用を推進する。【市】(危機管理課・消防)

### (消防力の強化)

- 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを検討及び推進する。【市】(消防)
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する。また、震災時に有効となる水利の整備を推進する。【市】(消防)

### (消防団の災害対応力の強化)

- 消防団の組織強化及び地域防災力の維持・向上に必要な不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。【市】(消防)(7-1再)
- 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【市】(消防)(7-1再掲)
- 機能別団員及び機能別分団など消防団組織制度の多様化、方策の導入を推進する。【市】(消防)(7-1再掲)

### (ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。【国・県・

市】(危機管理課・消防)

#### **(避難行動要支援者の救助・救急活動)**

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。【国・県・市・地域】(危機管理課・消防・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・市民協働課)

#### **(重要業績指標)**

- ◆「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定：策定済(H20)⇒定期的な見直し

### **2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱**

#### **(帰宅困難者等支援の推進)**

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】(危機管理課・学校教育課・子育て支援課・社会福祉課・高齢福祉課)

#### **(代替輸送手段の確保等)**

- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する。【市・民間】(危機管理課)

### **2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

#### **(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

- 大規模災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【市・民間】(危機管理課・健康推進課)

#### **(救命体制の強化)**

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う。【市】(消防)
- 救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、救助活動等に対しても対応できる救命体制及び救助体制の強化に向け検討する。【市】(消防)

### **(医師会等関係機関との連携強化)**

- 初動時の医療体制確保のため、平時から医師会等関係機関との連携強化と発災時の医療機関等の被災状況・診療状況や通信手段の確保等について検討しておく。【市・民間】(健康推進課)
- 医師会等関係機関と連携し、医療救護所等に必要な医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を進める。【県・市・民間】(健康推進課)
- トリアージ・応急手当等、災害時の対応について研修を行う。【市・民間】(健康推進課)

### **(要配慮者等への支援体制の整備)**

- 指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。【市・民間】(社会福祉課)

### **(災害時保健活動の確保)**

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開できるよう、適宜、災害時保健師活動マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに基づいた訓練を行うなど体制の整備を図る。【市】(危機管理課・健康推進課)
- 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。【県・市】(危機管理課・健康推進課)

### **(災害時における燃料・電力の確保)**

- 市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。【市・民間】(危機管理課・消防)
- 市役所や消防署等において、電力確保対策のため非常用発電設備の強化を推進する。【市】(危機管理課・総務課・消防)

### **(道路等の災害対策の推進)**

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

### **(重要業績指標)**

- ◆救命救急士の救助活動能力の育成：36%(R1)⇒40%(R6)
- ◆トリアージ訓練の実施回数：0回/年(R1)⇒1回/年(R6)

## 2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

### (衛生環境の確保等)

- 消毒や害虫駆除等、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく。【国・県・市】(環境課・下水道課)
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種の促進等を図る。また、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認する。【市】(健康推進課・保険年金課)

### (資機材の整備)

- 災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に対する資機材の整備を推進する。【市】(健康推進課・環境課・危機管理課)

### (避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者にインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないよう取り組む。【市・地域】(危機管理課・健康推進課)

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所ニーズの確保)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進め、避難所としての防災機能を強化する。【市】(危機管理課)

### (自主的な避難所運営体制の推進)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアルの策定を推進する。【市】(危機管理課)

### (福祉避難所の確保)

- 指定避難所の避難者の中で特段の配慮が必要な要配慮者を受け入れるための福祉避難所を確保する。また、その設置及び運営体制を確立する。【市】(社会福祉課・高齢福祉課)

### (車中泊避難者への支援)

- 車中泊の避難者の把握や支援が円滑に行えるような体制を確保する。【市】(危機管理課)



### **(被災者の健康管理体制の構築)**

○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ復興の段階に進んだ後も震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。【県・市・民間・地域】（危機管理課・健康推進課）

### **(重要業績指標)**

◆避難所班初動対応訓練の実施：1回/年(R1)⇒継続実施

## **目標（3）必要不可欠な行政機能は確保する**

### **3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱**

#### **(地域における防犯体制の強化)**

○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。【県・市・地域】（危機管理課）

#### **(警察署等の耐震化の推進)**

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。【県】（危機管理課）

### **3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

#### **(業務継続計画の策定及び見直し)**

○業務の継続と早期復旧を図るために 2018 年 2 月に策定された「愛西市業務継続計画」を定期的に見直し、職員へ災害時優先業務の対応マニュアルの周知を徹底する。【市】（全課）

#### **(市所管施設の機能確保)**

○災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する。【市】（危機管理課）

○地震により内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する。【市】（財政課）（1-1 再掲）

#### **(災害対策本部の機能確保)**

○災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び広域受援により来訪する

応援部隊の活動拠点として、災害時の指揮命令系統の維持を推進する。また、災害対策本部代替施設を確保する。【市】（危機管理課）

#### （災害時の広域連携の推進）

- 近隣市町村間との協調・連携に係る取組を推進する。【市】（危機管理課）
- 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に人材や物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。【市】（危機管理課）（2-1 再掲）

#### （重要業績指標）

- ◆業務継続計画の策定：策定済（H30）⇒定期的な進捗管理
- ◆業務継続計画の検証訓練の実施：1回/年（R1）⇒継続実施
- ◆愛西市受援マニュアルの策定：策定済（R2）⇒定期的な見直し

目標（4） 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### （情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等）

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する。【県・市】（危機管理課）
- 移動系防災行政無線の更新や同報系防災行政無線の維持管理を推進する。【市】（危機管理課）

#### （重要業績指標）

- ◆移動系防災行政無線の更新：更新（R3）
- ◆市町村防災支援システムの導入：導入予定（R5）

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### （情報提供手段の多様化）

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、同報系防災行政無線、緊急速報メール、防災メール、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】（危機管理課）
- 災害情報伝達手段のひとつとして「愛西市防災メール」の登録を推進する。【市】（危機管理課）

(重要業績指標)

◆愛西市防災メールの登録者数：9,816人(R1)⇒11,500人(R6)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報伝達手段の多様化の推進等)

- 市町村における全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供ややさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する。【県・市】（危機管理課・経営企画課・産業振興課）
- ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。【県・市】（危機管理課）

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、職員体制を整備する。【市】（危機管理課・人事課）

(避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。【市】（危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防）
- 避難のためのリードタイムがない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する。【市】（危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防）

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。【市】（危機管理課・消防）

(重要業績指標)

- ◆ (再掲) 愛西市防災メールの登録者数 : 9,816 人 (R1) ⇒ 11,500 人 (R6)
- ◆ (再掲) 市町村防災支援システムの導入 : 導入予定 (R5)
- ◆ 同報系防災行政無線の操作研修会の実施 : 1 回/年 (R1) ⇒ 継続実施

目標 (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(企業BCP策定の促進等)

- 市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするため、企業BCP策定に関する情報提供や周知・啓発を推進する。【市・民間】(危機管理課・産業振興課)

(企業防災力の強化)

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発する。また、落下防止、防火、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する。【市・民間】(危機管理課・消防)

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルートの確保)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を推進する。【市・民間】(危機管理課)
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。【市・民間】(危機管理課・土木課)

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路等の災害対策の推進)

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路、幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課) (2-1、6-4 再掲)
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (6-4 再掲)
- 緊急輸送道路等を補完する市道について舗装や橋梁の老朽化対策を推進する。【市】(土木課) (6-4 再掲)

### **(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)**

- 地震や津波、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

## **5-4 食料等の安定供給の停滞**

### **(食糧の確保)**

- 市民の生活を確保するため、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食糧の確保を推進する。【市・民間】(危機管理課)

### **(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)**

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・市・地域】(土木課・産業振興課)

## **5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**

### **(水の安定供給)**

- その他の大規模災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、非常用水源の増備等のハード対策の検討及び災害発生時における応援・復旧体制及び関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・市・民間】(上水道課)

### **(重要業績指標)**

- ◆関係機関との各種訓練の実施：2回/年(R1)⇒継続実施

目標(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

## **6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止**

### **(電力・ガス等供給の災害対応力強化)**

- 電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す。【民間】(危機管理課)
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを促すとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。【民間】(危機管理課・土木課)

### (石油燃料の確保)

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

【県・市・民間】(危機管理課)

○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【市・地域・民間】(危機管理課)

### (エネルギー供給源の多様化)

○エネルギー供給源の多様化、分散化の促進や契機を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・市・地域・民間】(環境課)

### (重要業績指標)

◆住宅用太陽光発電システム設置費補助件数：1,242件(R1)⇒1,750件(R6)

◆中部電力との相互応援協定の締結：締結済(R2)

## 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

### (水道施設等の耐震化等の促進)

○水道について耐震化計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化等を促進する。【市・民間】(上水道課)

### (広域的な応援体制の確立)

○大規模災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【県・市・民間】(上水道課)

### (復旧体制の強化)

○大規模災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する。【県・市・民間】(上水道課)

### (重要業績指標)

◆(再掲) 管路の耐震化率：愛西市水道事業 5.9%(R1)⇒10.0%(R6)

海部南部水道企業団 13.7%(R1)⇒20.0%(R6)

◆(再掲) 関係機関との各種訓練の実施：2回/年(R1)⇒継続実施

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### (下水道BCPの策定)

○下水処理機能の迅速な回復を図るため、下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の適宜見直しを行う。【市】(下水道課)

### **(農業集落排水施設等の耐震対策等の推進)**

- 農業集落排水施設等の老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化、耐震対策等を推進する。【市】(下水道課)

### **(浄化槽の整備)**

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】(下水道課)

### **(マンホールトイレの整備)**

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する。【市】(危機管理課・下水道課)

### **(重要業績指標)**

- ◆下水道BCPの策定：策定済 (H28) ⇒定期的な見直し
- ◆農業集落排水施設の機能診断の実施設数：6施設(R1) ⇒11施設(R6)
- ◆浄化槽設置整備事業年間実施数：45基(R1) ⇒45基(R6)

## **6-4 交通インフラ、防災インフラの長期間にわたる機能不全**

### **(災害時における輸送ルート確保の強化)**

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路、幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課)(2-1、5-3再掲)
- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(5-3再掲)
- 緊急輸送道路等を補完する市道について舗装や橋梁の老朽化対策を推進する。【市】(土木課)(5-3再掲)

### **(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)**

- 大規模地震発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画(BCP)の策定など必要な体制整備を図る。【国・県・市・民間】(危機管理課・土木課)
- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

### **(道路における冠水対策)**

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワー

クの耐災害性の強化を図る。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

#### （情報伝達手段の多様化の推進等）

- 国や県との情報伝達手段を多様化、無線設備の充実や、総務省が主導のもと愛知県で全国に先駆けて運用されている市町村防災支援システムを早期に導入する。【国・県・市】（危機管理課）

#### （重要業績指標）

- ◆（再掲）市町村防災支援システムの導入：導入予定(R5)

### 目標（7） 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

#### 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### （救助・救急活動能力の充実・強化）

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ、横断的に進める。【国・県・市・民間・地域】（危機管理課・消防）

#### （震災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却の促進、小規模な道路整備等により防災機能の改善を図る。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等のオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等で面的に整備・改善を行うことや空き地、市街地内農地を有効活用した公園緑地の整備を推進する。【市】（都市計画課・消防）（1-2 再掲）
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する。【市】（都市計画課・消防）（1-2 再掲）

#### （消防団の災害対応力の強化）

- 消防団の組織強化及び地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。【市】（消防）（2-3 再掲）
- 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【市】（消防）（2-3 再掲）
- 機能別団員及び機能別分団など消防団組織制度の多様化、方策の導入を推進する。【市】（消防）（2-3 再掲）



## 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

### (沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀等の耐震対策を推進する。【市・地域】(危機管理課・都市計画課)

### (災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。【県・市】(危機管理課)

### (重要業績指標)

- ◆(再掲)住宅の耐震化率：72%(R1)⇒95%(R6)

## 7-3 排水機場等の防災施設等の損壊・機能不全

### (排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。【国・県・市】(土木課)
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な長寿命化整備・適切な維持管理を行うとともに排水路の老朽化対策を併せて行う。【国・県・市・地域】(土木課)

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

### (有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。【県・市・民間】(消防)

## 7-5 農地の荒廃による被害の拡大

### (農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【県・市・地域】(産業振興課・土木課)

## 7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

### (風評被害を防止する的確な情報発信手段の多様化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信手段の多様化を推進する。【市】(危機管理課・秘書広報課)

## 目標(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(2014年3月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。【市】(環境課)

#### (災害廃棄物処理施設の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。【市】(環境課)

#### (災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。【県・市・民間】(環境課)

#### (重要業績指標)

- ◆ 災害廃棄物処理計画の策定：策定済(R2)⇒定期的な見直し

### 8-2 復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### (復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、応急危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・市・民間】(都市計画課・危機管理課)

#### (行政機関等の機能低下の回避)

- 大規模災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。【国・県・市】(危機管理課・総務課)

### **(事前復旧・復興体制の強化)**

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。【県・市】(都市計画課)

### **(災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)**

- 災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れるボランティアセンターの運営を担う防災ボランティアコーディネーターの養成を推進する。  
【市・民間】(危機管理課・社会福祉課)
- ボランティアを受け入れるボランティアセンターの体制の整備を推進する。【市・民間】(危機管理課・社会福祉課)

## **8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

### **(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)**

- 河川堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

### **(ゼロメートル地帯等の河川堤防等の耐震化等の推進)**

- 河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

### **(地籍整備の促進)**

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。【市】(税務課・土木課・都市計画課・企業誘致課)

## **8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ**

### **(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた取組)**

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地(オープンスペース)を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【県・市】(危機管理課・都市計画課)
- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・市・民間】(危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課)

### **(自宅居住による生活再建の促進)**

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速に

きる体制を構築する。【県・市・民間】（危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課）

#### （罹災証明書及び罹災届出証明書の迅速な発行）

- 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、被災者支援システムの導入を検討するとともに、住家の被害認定調査業務研修の受講を推進する。【市】（危機管理課・税務課）

#### （重要業績指標）

- ◆被害認定調査業務研修受講者数：14人(R1)⇒30人(R6)

### 8-5 有形・無形の貴重な文化・文化財の損失

#### （文化財の保護）

- 指定文化財の減災化や、展示方法・収蔵方法等を点検し、文化財の被害を最小限に留める。また、有形無形の文化を映像等に記録するなどアーカイブ化を促進する。【国・県・市・地域】（生涯学習課）

#### （重要業績指標）

- ◆文化財カルテの作成：0/32件(R1)⇒10/32件(R6)

### 8-6 地域コミュニティの崩壊等、治安悪化等により復旧、復興が大幅に遅れる事態

#### （地域コミュニティ力の強化に向けた支援）

- 災害が起きた時の対応力を向上するため必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。【市・地域】（危機管理課・市民協働課）

## (2) 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

15の施策分野（11の個別施策分野／4の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示します。これら15の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものですが、それぞれの分野間には相互依存関係があります。このため、各分野における施策の推進にあたっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮します。

### ア 個別施策分野

#### ①行政機能/警察・消防等/防災教育等

##### 【行政機能】

##### (公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○地震により内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する。【市】(財政課) (1-1) (3-2)

##### (災害対応能力の向上)

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。【国・県・市】(危機管理課・消防) (1-2)

##### (災害時における燃料・電力の確保)

- 市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。【市・民間】(危機管理課・消防) (2-5)
- 市役所や消防署等において、電力確保対策のため非常用発電設備の強化を推進する。【市】(危機管理課・総務課・消防) (2-5)

##### (業務継続計画の策定及び見直し)

○業務の継続と早期復旧を図るために2018年2月に策定された「愛西市業務継続計画」を定期的に見直し、職員へ災害時優先業務の対応マニュアルの周知を徹底する。【市】(全課) (3-2)

##### (市所管施設の機能確保)

○災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する。【市】(危機管理課) (3-2)

##### (災害対策本部の機能確保)

○災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び広域受援により来訪する応援部隊の活動拠点として、災害時の指揮命令系統の維持を推進する。また、災害

対策本部代替施設を確保する。【市】（危機管理課）（3-2）

#### （下水道BCPの策定）

○下水処理機能の迅速な回復を図るため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の適宜見直しを行う。【市】（下水道課）（6-3）

#### （行政機関等の機能低下の回避）

○大規模災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する。【国・県・市】（危機管理課・総務課）（8-2）

#### （事前復旧・復興体制の強化）

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。【県・市】（都市計画課）

### 【警察・消防等】

#### （災害対応の体制・資機材強化）

○自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換、意見交換を推進し、顔の見える関係づくりを推進する。【国・県・市】（危機管理課）（2-3）

○災害発生時、対応策検討のための情報収集手段としてドローンの活用を推進する。【市】（危機管理課・消防）（2-3）

#### （消防力の強化）

○消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを検討及び推進する。【市】（消防）（2-3）

○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する。また、震災時に有効となる水利の整備を推進する。【市】（消防）（2-3）

#### （消防団の災害対応力の強化）

○消防団の組織強化及び地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する。【市】（消防）（2-3）（7-1）

○消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する。【市】（消防）（2-3）（7-1）

○機能別団員及び機能別分団など消防団組織制度の多様化、方策の導入を推進する。【市】（消防）（2-3）（7-1）

#### （ゼロメートル地帯対策）

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、

救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。【国・県・市】（危機管理課・消防）（2-3）

#### （救命体制の強化）

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う。【市】（消防）（2-5）
- 救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、救助活動等に対しても対応できる、救命体制及び救助体制の強化に向け検討する。【市】（消防）（2-5）

#### （地域における防犯体制の強化）

- 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。【県・市・地域】（危機管理課）（3-1）

#### （警察署等の耐震化の推進）

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する。【県】（危機管理課）（3-1）

#### （救助・救急活動能力の充実・強化）

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ、横断的に進める。【国・県・市・民間・地域】（危機管理課・消防）（7-1）

### 【防災教育等】

#### （地域防災力・企業防災力の向上）

- 地域防災力を向上させるため、校区・自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【市・地域】（危機管理課・消防）（1-1）
- 防災リーダー養成講座の実施により、地域防災力の向上を推進する。【市・地域】（危機管理課）（1-1）
- 企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の実施を推進する。【市・地域】（危機管理課・消防）（1-1）
- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【市・地域】（危機管理課）（1-1）

#### （状況情報を基にした主体的避難の促進）

- 最大規模の浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。【市】（危機管理課・消防）（4-3）

### **（地域コミュニティ力の強化に向けた支援）**

- 災害が起きた時の対応力を向上するために必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。【市・地域】（危機管理課・市民協働課）（8-5）

## **②住宅・都市**

### **（住宅・建築物等の耐震化）**

- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。【市・地域・民間】（都市計画課）（1-1）

### **（家具・機械設備等の転倒防止対策の促進）**

- 広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する【市・地域・民間】（危機管理課・都市計画課・高齢福祉課）（1-1）

### **（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）**

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震対策を推進する。【市】（都市計画課）（1-2）

### **（震災に強いまちづくり等の推進）**

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却の促進、小規模な道路整備等により防災機能の改善を図る。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等のオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等で面的に整備・改善を行うことや空き地、市街地内農地を有効活用した公園緑地の整備を推進する。【市】（都市計画課・消防）（1-2）（7-1）
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する。【市】（都市計画課・消防）（1-2）（7-1）

### **（津波に強い地域づくり）**

- 津波・高潮による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進する。【市】（危機管理課）（1-3）
- 津波浸水想定区域においては、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する。【市・地域】（危機管理課）（1-3）

### **（避難場所・避難路の確保・整備等）**

- 災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定め



る基準に従って指定緊急避難場所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する。【市】（危機管理課）（1-3）

○被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路については、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する。【市】（危機管理課）（1-3）

○避難路を確保するため、道路橋梁の耐震化、老朽化対策を推進する。【市】（土木課）（1-3）

#### **（河川堤防の耐震化等の推進）**

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。【国・県・市】（土木課）（1-3）

○河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【国・県・市】（危機管理課・土木課）（1-4）

#### **（河川の水閘門の耐震化の推進）**

○河川の河口部にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。【国・県・市】（土木課）（1-3）

#### **（河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）**

○津波の到達時間が短い地域等における、河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する。【国・県・市】（土木課）（1-3）（1-4）

#### **（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）**

○大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。

【国・県・市・地域・民間】（危機管理課・土木課）（1-4）

#### **（河川の改修）**

○洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する。【国・県・市】（土木課）（1-4）

#### **（水道施設の老朽化対策等の推進）**

○水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、非常用水源の増備及び津波・水害対策等の検討や、応急給水計画の充実化を推進する。

【県・市・民間】（上水道課）（2-1）

#### **（水の安定供給）**

○その他の大規模災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、非常用水源の増備等のハード対策の検討及び災害発生時における応援・復旧体制及び

関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・市・民間】（上水道課）（5-5）

#### （水道施設等の耐震化等の促進）

○水道について耐震化計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化等を促進する。【市・民間】（上水道課）（6-2）

#### （広域的な応援体制の確立）

○大規模災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【県・市・民間】（上水道課）（6-2）

#### （復旧体制の強化）

○大規模災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する。【県・市・民間】（上水道課）（6-2）

#### （農業集落排水施設等の耐震対策等の推進）

○農業集落排水施設等の老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化、耐震対策等を推進する。【市】（下水道課）（6-3）

#### （浄化槽の整備）

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【市】（下水道課）（6-3）

#### （道路における冠水対策）

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。【国・県・市】（危機管理課・土木課）（6-4）

#### （沿道の通行障害建築物の耐震化の促進）

○緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀等の耐震対策を推進する。【市・地域】（危機管理課・都市計画課）（7-2）

#### （排水機場等の防災対策の推進）

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。【国・県・市】（土木課）（7-3）

○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な長寿命化整備・適切な維持管理を行うとともに排水路の老朽化対策を併せて行う。【国・県・市・地域】（土木課）（7-3）

#### （浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

○河川堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事

前対策や体制整備を推進する。【国・県・市】（危機管理課・土木課）（8-3）

#### （ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

○河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【国・県・市】（危機管理課・土木課）（8-3）

#### （応急仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた取組）

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。【県・市・民間】（危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課）（8-4）

#### （自宅居住による生活再建の促進）

○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。【県・市・民間】（危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課）（8-4）

### ③保健医療・福祉

#### （医療救護所の機能充実等）

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、八開診療所において医療活動を行うほか、公共施設に設置する医療救護所等の機能充実を推進する。また、医療救護所開設訓練を実施する。【市】（危機管理課・健康推進課・八開診療所）（1-1）

#### （災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

○大規模災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【市・民間】（危機管理課・健康推進課）（2-5）

#### （医師会等関係機関との連携強化）

- 初動時の医療体制確保のため、平時から医師会等関係機関との連携強化と発災時の医療機関等の被災状況・診療状況や通信手段の確保等について検討しておく。【市・民間】（健康推進課）（2-5）
- 医師会等関係機関と連携し、医療救護所等に必要な医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を進める。【県・市・民間】（健康推進課）（2-5）
- トリアージ・応急手当等、災害時の対応について研修を行う。【市・民間】（健康推進課）（2-5）

#### （要配慮者等への支援体制の整備）

○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。【市・民間】（社会福祉課）（2-5）

### **(災害時保健活動の確保)**

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開できるように、適宜、災害時保健師活動マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに基づいた訓練を行うなど体制の整備を図る。【市】（危機管理課・健康推進課）（2-5）
- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。【県・市】（危機管理課・健康推進課）（2-5）

### **(衛生環境の確保等)**

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種の促進等を図る。また、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認する。【市】（健康推進課・保険年金課）（2-6）

### **(資機材の整備)**

- 災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に対する資機材の整備を推進する。【市】（健康推進課・環境課・危機管理課）（2-6）

### **(避難所となる施設の衛生環境の確保)**

- 避難者にインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないよう取り組む。【市・地域】（危機管理課・健康推進課）（2-6）

### **(避難所ニーズの確保)**

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるように、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進め、避難所としての防災機能を強化する。【市】（危機管理課）（2-7）

### **(福祉避難所の確保)**

- 指定避難所の避難者の中で特段の配慮が必要な要配慮者を受け入れるための福祉避難所を確保する。また、その設置及び運営体制を確立する。【市】（社会福祉課・高齢福祉課）（2-7）

### **(車中泊避難者への支援)**

- 車中泊の避難者の把握や支援が円滑に行えるような体制を確保する。【市】（危機管理課）（2-7）

### **(被災者の健康管理体制の構築)**

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期

を過ぎ復興の段階に進んだ後も震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。【県・市・民間・地域】（危機管理課・健康推進課）（2-7）

## ④エネルギー

### （燃料供給ルートの確保）

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を推進する。【市・民間】（危機管理課）（5-2）

### （電力・ガス等供給の災害対応力強化）

○電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す。【民間】（危機管理課）（6-1）

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを促すとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。【民間】（危機管理課・土木課）（6-1）

### （石油燃料の確保）

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。  
【県・市・民間】（危機管理課）（6-1）

○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【市・地域・民間】（危機管理課）（6-1）

### （エネルギー供給源の多様化）

○エネルギー供給源の多様化、分散化の促進や契機を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。【国・県・市・地域・民間】（環境課）（6-1）

## ⑤情報通信

### （情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等）

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する。【県・市】（危機管理課）（4-1）

○移動系防災行政無線の更新や同報系防災行政無線の維持管理を推進する。【市】（危機管理課）（4-1）

### （情報提供手段の多様化）

○市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、同報系防

災行政無線、緊急速報メール、防災メール、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市・民間】(危機管理課) (4-2)

- 災害情報伝達手段のひとつとして「愛西市防災メール」の登録を推進する。【市】(危機管理課) (4-2)

#### **(情報伝達手段の多様化の推進等)**

○市町村における全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供ややさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達的手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する。【県・市】(危機管理課・経営企画課・産業振興課) (4-3)

- ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。【県・市】(危機管理課) (4-3)

#### **(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)**

○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、職員体制を整備する。【市】(危機管理課・人事課) (4-3)

#### **(避難勧告等の発令)**

○市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防) (4-3)

- 避難のためのリードタイムがない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防) (4-3)

#### **(情報伝達手段の多様化の推進等)**

○国や県との情報伝達手段を多様化、無線設備の充実や、総務省が主導のもと愛知県で全国に先駆けて運用されている市町村防災支援システムを早期に導入する。【国・県・市】(危機管理課) (6-4)

#### **(災害情報の収集体制の強化)**

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。【県・市】(危機管理課) (7-2)

### **(風評被害を防止する的確な情報発信強手段の多様化)**

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信手段の多様を推進する。【市】(危機管理課・秘書広報課)(7-6)

## **⑥産業・経済**

### **(企業BCP策定の促進等)**

- 市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするため、企業BCP策定に関する情報提供や周知・啓発を推進する。【市・民間】(危機管理課・産業振興課)(5-1)

### **(企業防災力の強化)**

- 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発する。また、落下防止、防火、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する。【市・民間】(危機管理課・消防)(5-1)

## **⑦交通・物流**

### **(除雪体制の確立)**

- 集中的な大雪に備え、車両停滞が予見されるリスク箇所を事前に把握した上で、予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を進める。【国・県・市】(土木課)(1-5)

### **(物資輸送ルートの確保)(道路等の災害対策の推進)(災害時における輸送ルート確保の強化)**

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路、幹線道路ネットワークの整備を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課)(2-1)(5-3)(6-4)

### **(迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備)**

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(2-1)

### **(孤立地域等の発生防止)**

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、震災対策を推進する。【県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課)(2-2)

### **(代替輸送手段の確保等)**

- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する。  
【市・民間】(危機管理課)(2-4)

### **(道路等の災害対策の推進)**

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (2-5)

### **(燃料供給ルートの確保)**

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。【市・民間】(危機管理課・土木課) (5-2)

### **(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)**

- 地震や津波、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (5-3)

### **(道路等の災害対策の推進)**

- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (5-3) (6-4)

### **(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)**

- 大規模地震発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画(BCP)の策定など必要な体制整備を図る。【国・県・市・民間】(危機管理課・土木課) (6-4)
- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (6-4)

## **⑧農林水産**

### **(食糧の確保)**

- 市民の生活を確保するため、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食糧の確保を推進する。【市・民間】(危機管理課) (5-4)

### **(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)**

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【県・市・地域】(土木課・産業振興課) (5-4)

### **(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)**

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【県・市・地域】(産業振興課・土木課) (7-5)



## ⑨地域保全

### (文化財の保護)

- 指定文化財の減災化や、展示方法・収蔵方法等を点検し、文化財の被害を最小限に留める。また、有形無形の文化を映像等に記録するなどアーカイブ化を促進する。  
【国・県・市・地域】(生涯学習課)(8-5)

## ⑩環境

### (衛生環境の確保等)

- 消毒や害虫駆除等、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく。【国・県・市】(環境課・下水道課)(2-6)

### (マンホールトイレの整備)

- 大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する。【市】(6-3)(危機管理課・下水道課)

### (有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物資の流出した際の周知体制の強化を推進する。【県・市・民間】(消防)(7-4)

### (災害廃棄物処理計画の策定等)

- 東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(2014年3月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する。【市】(環境課)(8-1)

### (災害廃棄物処理施設の災害対応力の強化等)

- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。【市】(環境課)(8-1)

### (災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。【県・市・民間】(環境課)(8-1)

## ⑪土地利用

### (地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促

進する。【市】（税務課・土木課・都市計画課・企業誘致課）（8-3）

**（応急仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた取組）**

○応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地（オープンスペース）を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する。【県・市】（危機管理課・都市計画課）（8-4）

## イ 横断的分野

### ① リスクコミュニケーション

#### (ハザードマップの作成・周知啓発)

- 水位周知河川について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。【市・地域】(危機管理課) (1-4)

#### (河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。【国・県・市・地域】(危機管理課・土木課) (1-4)
- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施に努める。【国・県・市】(危機管理課) (1-4)
- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促す。【市・民間・地域】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・学校教育課) (1-4)

#### (備蓄の推進)

- 備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水、燃料等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する。【市】(危機管理課) (2-1)
- 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した社会福祉施設等に受け入れに必要な資材等の整備・充実を推進する。【市・民間】(社会福祉課) (2-1)
- 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭における備蓄を推進する。【市・民間・地域】(危機管理課) (2-1)

#### (帰宅困難者等支援の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する。【市・民間】(危機管理課・学校教育課・子育て支援課・社会福祉課・高齢福祉課) (2-4)

#### (自主的な避難所運営体制の推進)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアルの策定を推進する。【市】(危機管理課) (2-7)

#### (情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、職員体制を整備する。【市】(危機管理課・人事課) (4-3)

#### (避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本

とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。【市】（危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防）（4-3）

- 避難のためのリードタイムがない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する。【市】（危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防）（4-3）

#### **（罹災証明書及び罹災届出証明書の迅速な発行）**

- 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、被災者支援システムの導入を検討するとともに、住家の被害認定調査業務研修の受講を推進する。【市】（危機管理課・税務課）（8-4）

## **②人材育成**

#### **（地域防災力・企業防災力の向上）**

- 地域防災力を向上させるため、校区・自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する。【市・地域】（危機管理課・消防）（1-1）
- 防災リーダー養成講座の実施により、地域防災力の向上を推進する。【市・地域】（危機管理課）（1-1）
- 企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の実施を推進する。【市・地域】（危機管理課・消防）（1-1）
- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する。【市・地域】（危機管理課）（1-1）

#### **（避難行動要支援者の救助・救急活動）**

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。【国・県・市・地域】（危機管理課・消防・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・市民協働課）（2-3）

#### **（復旧・復興を担う人材等の育成等）**

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、応急危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【県・市・民間】（都市計画課・危機管理課）（8-2）

#### **（災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築）**

- 災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れるボランティアセンターの運営を担う防災ボランティアコーディネーターの養成を推進する。【市・民間】（危機管理課・社会福祉課）（8-2）
- ボランティアを受け入れるボランティアセンターの体制の整備を推進する。【市・民間】（危機管理課・社会福祉課）（8-2）

### ③老朽化対策

#### （水道施設の老朽化対策等の推進）

- 水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、非常用水源の増備及び津波・水害対策等の検討や、応急給水計画の充実化を推進する。  
【県・市・民間】（上水道課）（2-1）

#### （道路等の災害対策の推進）（災害時における輸送ルート確保の強化）

- 緊急輸送道路等を補完する市道について舗装や橋梁の老朽化対策を推進する。【市】  
（土木課）（5-3）（6-4）

#### （農業集落排水施設等の耐震対策等の推進）

- 農業集落排水施設等の老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化、耐震対策等を推進する。【市】（下水道課）（6-3）

#### （ゼロメートル地帯等の河川堤防等の耐震化等の推進）

- 河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【国・県・市】  
（危機管理課・土木課）（8-3）

### ④産学官民・広域連携

#### （広域避難体制の確立）

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める。【国・県・市】（危機管理課）（1-4）

#### （物資調達体制の強化、受援体制の構築）

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。【国・県・市】（危機管理課・人事課）（2-1）

#### （災害時の広域連携の推進）

- 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する。  
【市】（危機管理課）（2-1）（3-2）
- 近隣市町村間との協調・連携に係る取組を推進する。【市】（危機管理課）（3-2）

#### （孤立地域等の発生防止）

- ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点整備を促進する。【県】（危機管理課）

(2-2)

**(広域的な応援体制の確立)**

○大規模災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する。【県・市・民間】(上水道課) (6-2)

**(復旧体制の強化)**

○大規模災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する。【県・市・民間】(上水道課) (6-2)

取組主体の種類

【国】 中部地方整備局などの地方行政機関

【県】 愛知県 (県警本部を含む)

【市】 愛西市 (海部南部水道企業団、一部事務組合を含む)

【地域】 市民、自主防災会 (連合会を含む)、地域コミュニティなど

【民間】 企業、事業者、民間団体など

## 第5章 計画推進の方策

愛西市の強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、愛西市防災会議及び愛西市防災対策事業等検討委員会を中心に、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等の関係者による取組を進めます。

また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受け、個別分野ごとの強靱化の取組の進捗状況のフォローアップや、関係者どうしの連携を図っていきます。

### 2 計画の進捗管理

本計画で位置づけた施策の推進方針に対して、市は進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、フォローアップを進めていきます。

### 3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。

また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により新たに実施すべき事業や想定され得るリスクシナリオが出てきた場合なども、推進すべき施策や個別具体的施策の事業詳細(別紙3)を中心に適宜、本計画を見直すこととします。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を十分に考慮します。

## (別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

### 目標(1) 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設による多数の死傷者の発生

##### (住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。【市・地域・民間】(都市計画課)

##### (家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある【市・地域・民間】(危機管理課・都市計画課・高齢福祉課)

##### (地域防災力・企業防災力の向上)

○地域防災力を向上させるため、校区・自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課・消防)

○防災リーダー養成講座の実施により、地域防災力の向上を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課)

○企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の実施を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課・消防)

○企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課)

##### (公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○地震により内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。【市】(財政課)

##### (医療救護所の機能充実等)

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、八開診療所において医療活動を行うほか、公共施設に設置する医療救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、医療救護所開設訓練を実施する必要がある。【市】(危機管理課・健康推進課・八開診療所)

#### 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

##### (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震対策を推進する必要がある。【市】(都市計画課)



**(公共施設等の耐震化の推進・促進)**

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、私立学校施設の耐震化を設置者へ働きかける必要がある。(財政課)

**(震災に強いまちづくり等の推進)**

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却の促進、小規模な道路整備等により防災機能の改善を図る必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等のオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等で面的に整備・改善を行うことや空き地、市街地内農地を有効活用した公園緑地の整備を推進する必要がある。【市】(都市計画課・消防)
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。【市】(都市計画課・消防)

**(災害対応能力の向上)**

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。【国・県・市】(危機管理課・消防)

**1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生**

**(津波に強い地域づくり)**

- 津波・高潮による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進する必要がある。【市】(危機管理課)
- 津波浸水想定区域においては、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課)

**(避難場所・避難路の確保・整備等)**

- 災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難場所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する必要がある。【市】(危機管理課)
- 被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路については、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する必要がある。【市】(危機管理課)
- 避難路を確保するため、道路橋梁の耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。【市】(土木課)

**(河川堤防の耐震化等の推進)**

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)

**(河川の水閘門の耐震化の推進)**

○河川の河口部にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における、河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。【国・県・市・地域・民間】(危機管理課・土木課)

(河川堤防の耐震化等の推進)

○河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における、河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)

(河川の改修)

○洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)

(ハザードマップの作成・周知啓発)

○水位周知河川について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う必要がある。【市・地域】(危機管理課)

(河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要がある。【国・県・市・地域】(危機管理課・土木課)

○河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施に努める必要がある。【国・県・市】(危機管理課)

○河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促す必要がある。【市・民間・地域】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・学校教育課)

(広域避難体制の確立)

○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める必要が

ある。【国・県・市】（危機管理課）

## 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### （除雪体制の確立）

○集中的な大雪に備え、車両停滞が予見されるリスク箇所を事前に把握した上で、予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を進める必要がある。【国・県・市】（土木課）

## 目標（2）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### （物資輸送ルートの確保）

○物資輸送ルートを確認するため、緊急輸送道路や補完道路、幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。【国・県・市】（危機管理課・土木課・都市計画課）

#### （迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備）

○迅速な輸送経路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

#### （水道施設の老朽化対策等の推進）

○水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、非常用水源の増備及び津波・水害対策等の検討や、応急給水計画の充実化を推進する必要がある。【県・市・民間】（上水道課）

#### （備蓄の推進）

○備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水、燃料等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する必要がある。【市】（危機管理課）

○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した社会福祉施設等に受け入れに必要な資材等の整備・充実を推進する必要がある。【市・民間】（社会福祉課）

○防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭における備蓄を推進する必要がある。【市・民間・地域】（危機管理課）

#### （物資調達体制の強化、受援体制の構築）

○産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める必要がある。また、被災地の状況にあわせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【国・県・市】（危機管理課・人事課）

**(災害時の広域連携の推進)**

- 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する必要がある。【市】(危機管理課)

**2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

**(孤立地域等の発生防止)**

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、震災対策を推進する必要がある。  
【県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課)
- ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点整備を促進する必要がある。【県】(危機管理課)

**2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

**(災害対応の体制・資機材強化)**

- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換、意見交換を推進し、顔の見える関係づくりを推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課)
- 災害発生時、対応策検討のための情報収集手段としてドローンの活用を推進する必要がある。【市】(危機管理課・消防)

**(消防力の強化)**

- 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する必要がある。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを検討及び推進する必要がある。【市】(消防)
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する必要がある。また、震災時に有効となる水利の整備を推進する必要がある。【市】(消防)

**(消防団の災害対応力の強化)**

- 消防団の組織強化及び地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。【市】(消防)
- 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。【市】(消防)
- 機能別団員及び機能別分団など消防団組織制度の多様化、方策の導入を推進する必要がある。【市】(消防)

**(ゼロメートル地帯対策)**

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・消防)

**(避難行動要支援者の救助・救急活動)**

○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ  
る人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の  
両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。【国・県・市・  
地域】(危機管理課・消防・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・市民協働課)

**2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱**

**(帰宅困難者等支援の推進)**

○帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、大規模災害発生  
時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課・  
学校教育課・子育て支援課・社会福祉課・高齢福祉課)

**(代替輸送手段の確保等)**

○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替  
輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する必要がある。【市・民間】(危機管理課)

**2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機  
能の麻痺**

**(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

○大規模災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほ  
か、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に  
必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。【市・民間】(危機管理課・健康推進課)

**(救命体制の強化)**

○大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行  
う必要がある。【市】(消防)

○救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、救助活動等に対しても対応できる、救命体制及び救助体  
制の強化に向け検討する必要がある。【市】(消防)

**(医師会等関係機関との連携強化)**

○初動時の医療体制確保のため、平時から医師会等関係機関との連携強化と発災時の医療機関等の被災状  
況・診療状況や通信手段の確保等について検討しておく必要がある。【市・民間】(健康推進課)

○医師会等関係機関と連携し、医療救護所等に必要な医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を進める必要が  
ある。【県・市・民間】(健康推進課)

○トリアージ・応急手当等、災害時の対応について研修を行う必要がある。【市・民間】(健康推進課)

**(要配慮者等への支援体制の整備)**

○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。【市・民間】(社会福祉課)

**(災害時保健活動の確保)**

○発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開できるよう、適宜、災害時保健師活動マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに基づいた訓練を行うなど体制の整備を図る必要がある。【市】(危機管理課・健康推進課)

○災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。【県・市】(危機管理課・健康推進課)

**(災害時における燃料・電力の確保)**

○市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。

【市・民間】(危機管理課・消防)

○市役所や消防署等において、電力確保対策のため非常用発電設備の強化を推進する必要がある。【市】(危機管理課・総務課・消防)

**(道路等の災害対策の推進)**

○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

**2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生**

**(衛生環境の確保等)**

○消毒や害虫駆除等、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。【国・県・市】(環境課・下水道課)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種の促進等を図る必要がある。また、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認する必要がある。【市】(健康推進課・保険年金課)

**(資機材の整備)**

○災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に対する資機材の整備を推進する必要がある。【市】(健康推進課・環境課・危機管理課)

**(避難所となる施設の衛生環境の確保)**

○避難者にインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、0157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、感染症の疑いがある場合は別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないよう取り組む必要がある。【市・地域】(危機管理課・健康推進課)

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所ニーズの確保)

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進め、避難所としての防災機能を強化する必要がある。【市】(危機管理課)

### (自主的な避難所運営体制の推進)

○避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアルの策定を推進する必要がある。【市】(危機管理課)

### (福祉避難所の確保)

○指定避難所の避難者の中で特段の配慮が必要な要配慮者を受け入れるための福祉避難所を確保する必要がある。また、その設置及び運営体制を確立する必要がある。【市】(社会福祉課・高齢福祉課)

### (車中泊避難者への支援)

○車中泊の避難者の把握や支援が円滑に行えるような体制を確保する必要がある。【市】(危機管理課)

### (被災者の健康管理体制の構築)

○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ復興の段階に進んだ後も震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。【県・市・民間・地域】(危機管理課・健康推進課)

## 目標(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

#### (地域における防犯体制の強化)

○大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。【県・市・地域】(危機管理課)

#### (警察署等の耐震化の推進)

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する必要がある。【県】(危機管理課)

### 3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (業務継続計画の策定及び見直し)

- 業務の継続と早期復旧を図るために2018年2月に策定された「愛西市業務継続計画」を定期的に見直し、職員へ災害時優先業務の対応マニュアルの周知を徹底する必要がある。【市】(全課)

#### (市所管施設の機能確保)

- 災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する必要がある。【市】(危機管理課)
- 地震により内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。【市】(財政課)

#### (災害対策本部の機能確保)

- 災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び広域受援により来訪する応援部隊の活動拠点として、災害時の指揮命令系統の維持を推進する必要がある。また、災害対策本部代替施設を確保する必要がある。【市】(危機管理課)

#### (災害時の広域連携の推進)

- 近隣市町村間との協調・連携に係る取組を推進する必要がある。【市】(危機管理課)
- 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に人材や物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する必要がある。【市】(危機管理課)

## 目標(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する必要がある。【県・市】(危機管理課)
- 移動系防災行政無線の更新や同報系防災行政無線の維持管理を推進する必要がある。【市】(危機管理課)

#### (道路の地震対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化を推進する必要がある。【国・県・市・民間】(土木課)

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、同報系防災行政無線、緊急速報メール、防災メール、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。



ある。【市・民間】(危機管理課)

- 災害情報伝達手段のひとつとして「愛西市防災メール」の登録を推進する必要がある。【市】(危機管理課)

#### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### (情報伝達手段の多様化の推進等)

- 市町村における全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供ややさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達の手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する必要がある。【県・市】(危機管理課・経営企画課・産業振興課)
- ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する必要がある。【県・市】(危機管理課)

##### (情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、職員体制を整備する必要がある。【市】(危機管理課・人事課)

##### (避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防)
- 避難のためのリードタイムがない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する必要がある。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防)

##### (状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。【市】(危機管理課・消防)

## 目標（５）経済活動を機能不全に陥らせない

### ５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### （企業BCP策定の促進等）

○市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするため、企業BCP策定に関する情報提供や周知・啓発を推進する必要がある。【市・民間】（危機管理課・産業振興課）

#### （企業防災力の強化）

○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発する必要がある。また、落下防止、防火、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する必要がある。【市・民間】（危機管理課・消防）

### ５－２ エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### （燃料供給ルートの確保）

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を推進する必要がある。【市・民間】（危機管理課）

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。【市・民間】（危機管理課・土木課）

### ５－３ 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### （道路等の災害対策の推進）

○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路の整備を推進する必要がある。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

○緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

#### （幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

○地震や津波、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

### ５－４ 食料等の安定供給の停滞

#### （食糧の確保）

○市民の生活を確保するため、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料

等の確保を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課)

**(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)**

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【県・市・地域】(土木課・産業振興課)

**5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響**

**(水の安定供給)**

○その他の大規模災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、非常用水源の増備等のハード対策の検討及び災害発生時における応援・復旧体制及び関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。【国・水資源機構・県・市・民間】(上水道課)

**目標(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

**6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止**

**(ガス等供給の災害対応力強化)**

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを促すとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。【民間】(危機管理課・土木課)

**(石油燃料の確保)**

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【県・市・民間】(危機管理課)

○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【市・地域・民間】(危機管理課)

**(エネルギー供給源の多様化)**

○エネルギー供給源の多様化、分散化の促進や契機を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。【国・県・市・地域・民間】(環境課)

**6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止**

**(水道施設等の耐震化等の促進)**

○水道について耐震化計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化等を促

進する必要がある。【市・民間】（上水道課）

**（広域的な応援体制の確立）**

○大規模災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。【県・市・民間】（上水道課）

**（復旧体制の強化）**

○大規模災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する必要がある。【県・市・民間】（上水道課）

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

**（下水道BCPの策定）**

○下水道処理機能の迅速な回復を図るため、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の適宜見直しを行う必要がある。【市】（下水道課）

**（農業集落排水施設等の耐震対策等の推進）**

○農業集落排水施設等の老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化、耐震対策等を推進する必要がある。【市】（下水道課）

**（浄化槽の整備）**

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。【市】（下水道課）

**（マンホールトイレの整備）**

○大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する必要がある。【市】（危機管理課・下水道課）

### 6-4 交通インフラ、防災インフラの長期間にわたる機能不全

**（災害時における輸送ルート確保の強化）**

○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。【国・県・市】（危機管理課）

○緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。【国・県・市】（危機管理課・土木課）

**（交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化）**

○大規模地震発災後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画（BCP）の策定など必要な体制整備を図る必要がある。【国・県・

市・民間】(危機管理課・土木課)

- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

#### (道路における冠水対策)

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

#### (情報伝達手段の多様化の推進等)

- 国や県との情報伝達手段を多様化、無線設備の充実や、総務省が主導のもと愛知県で全国に先駆けて運用されている市町村防災支援システムを早期に導入する必要がある。【国・県・市】(危機管理課)

## 目標（7） 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (救助・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。【国・県・市・民間・地域】(危機管理課・消防)

#### (震災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却の促進、小規模な道路整備等により防災機能の改善を図る必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等のオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等で面的に整備・改善を行うことや空き地、市街地内農地を有効活用した公園緑地の整備を推進する必要がある。【市】(都市計画課・消防)
- 市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。【市】(都市計画課・消防)

#### (消防団の災害対応力の強化)

- 地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。【市】(消防)
- 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。【市】(消防)
- 機能別団員及び機能別分団など消防団組織制度の多様化、方策の導入を推進する必要がある。【市】(消防)

## 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

### (沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

- 緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀等の耐震対策を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課・都市計画課)

### (災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。【県・市】(危機管理課)

## 7-3 排水機場等の防災施設等の損壊・機能不全

### (排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な長寿命化整備・適切な維持管理を行うとともに排水路の老朽化対策を併せて行う必要がある。【国・県・市・地域】(土木課)

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

### (有害物質の漏えい等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。【県・市・民間】(消防)

## 7-5 農地の荒廃による被害の拡大

### (農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【県・市・地域】(産業振興課・土木課)

## 7-6 風評被害等による地域済等への甚大な影響

### (風評被害を防止する的確な情報発信手段の多様化)

- 災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信手段の多様化を推進する必要がある。

【市】(危機管理課・秘書広報課)

## 目標(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画の策定等)

○東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(2014年3月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。【市】(環境課)

#### (災害廃棄物処理施設の災害対応力の強化等)

○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。【市】(環境課)

#### (災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

○PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。【県・市・民間】(環境課)

### 8-2 復興を支える担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### (復旧・復興を担う人材等の育成等)

○被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、応急危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。【県・市・民間】(都市計画課・危機管理課)

#### (行政機関等の機能低下の回避)

○大規模災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・総務課)

#### (事前復旧・復興体制の強化)

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。【県・市】(都市計画課)

#### (災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)

○災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れるボランティアセンターの運営を担う防災ボランティアコーディネーターの養成を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課・社会福祉課)

○ボランティアを受け入れるボランティアセンターの体制の整備を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課・社会福祉課)

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

○河川堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

#### (ゼロメートル地帯等の河川堤防等の耐震化等の推進)

○河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)

#### (地籍整備の促進)

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。【市】(税務課・土木課・都市計画課・企業誘致課)

### 8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

#### (応急仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた取組)

○応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地(オープンスペース)を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。【県・市】(危機管理課・都市計画課)

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。【県・市・民間】(危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課)

#### (自宅居住による生活再建の促進)

○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。【県・市・民間】(危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課)

#### (罹災証明書及び罹災届出証明書の迅速な発行)

○罹災証明書及び罹災届出証明書の発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、被災者支援システムの導入を検討するとともに、住家の被害認定調査業務研修の受講を推進する必要がある。【市】(危機管理課・税務課)

### 8-5 有形・無形の貴重な文化・文化財の損失

#### (文化財の保護)

○指定文化財の減災化や、展示方法・収蔵方法等を点検し、文化財の被害を最小限に留める必要がある。



また、有形無形の文化を映像等に記録するなどアーカイブ化を促進する必要がある。【国・県・市・地域】  
(生涯学習課)

#### 8-6 地域コミュニティの崩壊等、治安悪化等により復旧、復興が大幅に遅れる事態

##### (地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

○災害が起きた時の対応力を向上するために必要な地域コミュニティ力の構築を推進する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。【市・地域】(危機管理課・市民協働課)

## (別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### (1) 個別施策分野

#### ①行政機能/警察・消防等/防災教育等

##### ■行政機能

###### (公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 地震により内外壁や吊り天井等が落下しないように、公共施設等の非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。【市】(財政課)(1-1)(3-2)

###### (災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。【国・県・市】(危機管理課・消防)(1-2)

###### (災害時における燃料・電力の確保)

- 市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。【市・民間】(危機管理課・消防)(2-5)
- 市役所や消防署等において、電力確保対策のため非常用発電設備の強化を推進する必要がある。【市】(危機管理課・総務課・消防)(2-5)

###### (業務継続計画の策定及び見直し)

- 業務の継続と早期復旧を図るために2018年2月に策定された「愛西市業務継続計画」を定期的に見直し、職員へ災害時優先業務の対応マニュアルの周知を徹底する必要がある。【市】(全課)(3-2)

###### (市所管施設の機能確保)

- 災害発生時には、大半の市所管施設が活動拠点や避難所として活用されることから、想定される地震や津波等に対して施設の整備、機能面の充実を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(3-2)

###### (災害対策本部の機能確保)

- 災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び広域受援により来訪する応援部隊の活動拠点として、災害時の指揮命令系統の維持を推進する必要がある。また、災害対策本部代替施設を確保する必要がある。【市】(危機管理課)(3-2)

###### (下水道BCPの策定)

- 下水処理機能の迅速な回復を図るため、下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の適宜見直しを行う必要がある。【市】(下水道課)(6-3)

###### (行政機関等の機能低下の回避)

- 大規模災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・総務課)(8-2)

(事前復旧・復興体制の強化)

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。【県・市】(都市計画課)

■警察・消防等

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の連携による迅速な救助・救急活動等に向けた合同訓練、情報交換、意見交換を推進し、顔の見える関係づくりを推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課)(2-3)
- 災害発生時、対応策検討のための情報収集手段としてドローンの活用を推進する必要がある。【市】(危機管理課・消防)(2-3)

(消防力の強化)

- 消防署について適切な維持管理とともに、時代に合わせ積極的な機能強化を推進する。また、機能の不足や老朽化した施設については、計画的な移転・建替えを検討及び推進する必要がある。【市】(消防)(2-3)
- 大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新を推進する。また、震災時に有効となる水利の整備を推進する必要がある。【市】(消防)(2-3)

(消防団の災害対応力の強化)

- 消防団の組織強化及び地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や訓練の充実を推進する必要がある。【市】(消防)(2-3)(7-1)
- 消防団員の活動拠点である消防団詰所や消防団車両等の装備の充実・強化を推進する必要がある。【市】(消防)(2-3)(7-1)
- 機能別団員及び機能別分団など消防団組織制度の多様化、方策の導入を推進する必要がある。【市】(消防)(2-3)(7-1)

(ゼロメートル地帯対策)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・消防)(2-3)

(救命体制の強化)

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う必要がある。【市】(消防)(2-5)
- 救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、救助活動等に対しても対応できる、救命体制及び救助体制の強化に向け検討する必要がある。【市】(消防)(2-5)

(地域における防犯体制の強化)

- 大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。【県・市・地域】(危機管理課)(3-1)

**(警察署等の耐震化の推進)**

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を推進する必要がある。【県】(危機管理課)(3-1)

**(救助・救急活動能力の充実・強化)**

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。【国・県・市・民間・地域】(危機管理課・消防)(7-1)

**■防災教育等**

**(地域防災力・企業防災力の向上)**

- 地域防災力を向上させるため、校区・自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課・消防)(1-1)
- 防災リーダー養成講座の実施により、地域防災力の向上を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課)(1-1)
- 企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の実施を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課・消防)(1-1)
- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課)(1-1)

**(状況情報を基にした主体的避難の促進)**

- 最大規模の浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。【市】(危機管理課・消防)(4-3)

**(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)**

- 災害が起きた時の対応力を向上するために必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。【市・地域】(危機管理課・市民協働課)(8-5)

**②住宅・都市**

**(住宅・建築物等の耐震化)**

- 住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。【市・地域・民間】(都市計画課)(1-1)

**(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)**

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する必要がある。【市・地域・民間】(危機管理課・都市計画課・高齢福祉課)(1-1)

**(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)**

○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材等の建築物の非構造部材及びブロック塀等の付属物の耐震対策を推進する必要がある。【市】(都市計画課)(1-2)

**(震災に強いまちづくり等の推進)**

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却の促進、小規模な道路整備等により防災機能の改善を図る。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等のオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等で面的に整備・改善を行うことや空き地、市街地内農地を有効活用した公園緑地の整備を推進する必要がある。【市】(都市計画課・消防)(1-2)(7-1)

○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。【市】(都市計画課・消防)(1-2)(7-1)

**(津波に強い地域づくり)**

○津波・高潮による浸水の危険性がある地域については、津波避難ビルの指定・確保を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(1-3)

○津波浸水想定区域においては、早期避難を目指した避難訓練の実施を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課)(1-3)

**(避難場所・避難路の確保・整備等)**

○災害の種類に応じ、その危険の及ばない場所・施設を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難場所として指定し、災害の危機が切迫した場合における住民の安全な避難先の確保を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(1-3)

○被災した場合に避難路としての使用が見込まれる道路については、見通しの確保、安全性の向上等、避難の円滑化に必要な整備を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(1-3)

○避難路を確保するため、道路橋梁の耐震化、老朽化対策を推進する必要がある。【市】(土木課)(1-3)

**(河川堤防の耐震化等の推進)**

○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)(1-3)

○河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(1-4)

**(河川の水閘門等の耐震化の推進)**

○河川の河口部にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)(1-3)

**(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)**

○津波の到達時間が短い地域等における、河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)(1-3)(1-4)

**(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)**

○大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。【国・県・市・地域・民間】(危機管理課・土木課)(1-4)

**(河川の改修)**

○洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)(1-4)

**(水道施設の老朽化対策等の推進)**

○水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、非常用水源の増備及び津波・水害対策等の検討や、応急給水計画の充実化を推進する必要がある。【県・市・民間】(上水道課)(2-1)

**(水の安定供給)**

○その他の大規模災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、非常用水源の増備等のハード対策の検討及び災害発生時における応援・復旧体制及び関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する必要がある。【国・水資源機構・県・市・民間】(上水道課)(5-5)

**(水道施設等の耐震化等の促進)**

○水道について耐震化計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化等を促進する必要がある。【市・民間】(上水道課)(6-2)

**(広域的な応援体制の確立)**

○大規模災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。【県・市・民間】(上水道課)(6-2)

**(復旧体制の強化)**

○大規模災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する必要がある。【県・市・民間】(上水道課)(6-2)

**(農業集落排水施設等の耐震対策等の推進)**

○農業集落排水施設等の老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化、耐震対策等を推進する必要がある。【市】(下水道課)(6-3)

#### (浄化槽の整備)

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。【市】(下水道課)(6-3)

#### (道路における冠水対策)

○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(6-4)

#### (沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

○緊急輸送道路や避難路等の機能及び安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断、耐震改修の実施や、ブロック塀等の耐震対策を推進する必要がある。【市・地域】(危機管理課・都市計画課)(7-2)

#### (排水機場等の防災対策の推進)

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。【国・県・市】(土木課)(7-3)

○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な長寿命化整備・適切な維持管理を行うとともに排水路の老朽化対策を併せて行う必要がある。【国・県・市】(土木課)(7-3)

#### (浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

○河川堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(8-3)

#### (ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(8-3)

#### (応急仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた取組)

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。【県・市・民間】(危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課)(8-4)

#### (自宅居住による生活再建の促進)

○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。【県・市・民間】(危機管理課・都市計画課・社会福祉課・高齢福祉課)(8-4)

### ③保健医療・福祉

#### (医療救護所の機能充実等)

○災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、八開診療所において医療活動を行うほか、公共施

設に設置する医療救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、医療救護所開設訓練を実施する必要がある。【市】（危機管理課・健康推進課・八開診療所）(1-1)

**(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)**

○大規模災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。【市・民間】（危機管理課・健康推進課）(2-5)

**(医師会等関係機関との連携強化)**

- 初動時の医療体制確保のため、平時から医師会等関係機関との連携強化と発災時の医療機関等の被災状況・診療状況や通信手段の確保等について検討しておく必要がある。【市・民間】（健康推進課）(2-5)
- 医師会等関係機関と連携し、医療救護所等に必要な医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を進める必要がある。【県・市・民間】（健康推進課）(2-5)
- トリアージ・応急手当等、災害時の対応について研修を行う必要がある。【市・民間】（健康推進課）(2-5)

**(要配慮者等への支援体制の整備)**

○指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。【市・民間】（社会福祉課）(2-5)

**(災害時保健活動の確保)**

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開できるよう、適宜、災害時保健師活動マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに基づいた訓練を行うなど体制の整備を図る必要がある。【市】（危機管理課・健康推進課）(2-5)
- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。【県・市】（危機管理課・健康推進課）(2-5)

**(衛生環境の確保等)**

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種の促進等を図る必要がある。また、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認する必要がある。【市】（健康推進課・保険年金課）(2-6)

**(資機材の整備)**

○災害発生時の生活環境の悪化、被災者の抵抗力の低下等による感染症等の発生を抑えるため、感染症に対する資機材の整備を推進する必要がある。【市】（健康推進課・環境課・危機管理課）(2-6)

**(避難所となる施設の衛生環境の確保)**

○避難者にインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、感染症の疑いがある場合は別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないよう取り組む必要がある。【市・地域】（危機管理課・健康推進課）(2-6)



**(避難所ニーズの確保)**

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化などを進め、避難所としての防災機能を強化する必要がある。【市】(危機管理課) (2-7)

**(福祉避難所の確保)**

○指定避難所の避難者の中で特段の配慮が必要な要配慮者を受け入れるための福祉避難所を確保する必要がある。また、その設置及び運営体制を確立する必要がある。【市】(社会福祉課・高齢福祉課) (2-7)

**(車中泊避難者への支援)**

○車中泊の避難者の把握や支援が円滑に行えるような体制を確保する必要がある。【市】(危機管理課) (2-7)

**(被災者の健康管理体制の構築)**

○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ復興の段階に進んだ後も震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。【県・市・民間・地域】(危機管理課・健康推進課) (2-7)

**④エネルギー**

**(燃料供給ルートの確保)**

○エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課) (5-2)

**(電力・ガス等供給の災害対応力強化)**

○電力の長期供給停止を発生させないため、発電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。【民間】(危機管理課) (6-1)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを促すとともに、市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。【民間】(危機管理課・土木課) (6-1)

**(石油燃料の確保)**

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【県・市・民間】(危機管理課) (6-1)

○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【市・地域・民間】(危機管理課) (6-1)

**(エネルギー供給源の多様化)**

○エネルギー供給源の多様化、分散化の促進や契機を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。【国・県・市・地域・民間】(環境課) (6-1)

## ⑤情報通信

### (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化等、情報システムや通信手段の強化、高度化を推進する必要がある。【県・市】(危機管理課)(4-1)
- 移動系防災行政無線の更新や同報系防災行政無線の維持管理を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(4-1)

### (情報提供手段の多様化)

- 市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、同報系防災行政無線、緊急速報メール、防災メール、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課)(4-2)
- 災害情報伝達手段のひとつとして「愛西市防災メール」の登録を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(4-2)

### (情報伝達手段の多様化の推進等)

- 市町村における全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、インフラ事業者等の災害情報共有システム(Lアラート)の導入促進や関係者間の合同訓練、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供ややさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」を整備し情報伝達的手段とするなど、多面的な施策を着実に推進する必要がある。【県・市】(危機管理課・経営企画課・産業振興課)(4-3)
- ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する必要がある。【県・市】(危機管理課)(4-3)

### (情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、職員体制を整備する必要がある。【市】(危機管理課・人事課)(4-3)

### (避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防)(4-3)
- 避難のためのリードタイムがない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する必要がある。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防)(4-3)

**(情報伝達手段の多様化の推進等)**

○国や県との情報伝達手段を多様化、無線設備の充実や、総務省が主導のもと愛知県で全国に先駆けて運用されている市町村防災支援システムを早期に導入する必要がある。【国・県・市】(危機管理課) (6-4)

**(災害情報の収集体制の強化)**

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。【県・市】(危機管理課) (7-2)

**(風評被害を防止する的確な情報発信手段の多様化)**

○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信手段の多様を推進する必要がある。  
【市】(危機管理課・秘書広報課) (7-6)

**⑥産業・経済**

**(企業BCP策定の促進等)**

○市内企業の事業継続や早期復旧を可能とするため、企業BCP策定に関する情報提供や周知・啓発を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課・産業振興課) (5-1)

**(企業防災力の強化)**

○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について、企業による防災訓練などで啓発する必要がある。また、落下防止、防火、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を推進する必要がある。  
【市・民間】(危機管理課・消防) (5-1)

**⑦交通・物流**

**(除雪体制の確立)**

○集中的な大雪に備え、車両停滞が予見されるリスク箇所を事前に把握した上で、予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を進める必要がある。【国・県・市】(土木課) (1-5)

**(物資輸送ルートの確保)(道路等の災害対策の推進)(災害時における輸送ルート確保の強化)**

○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や補完道路、幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課・都市計画課) (2-1) (5-3) (6-4)

**(迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備)**

○迅速な輸送経路啓開に向けて、緊急輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (2-1)

**(孤立地域等の発生防止)**

- 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、震災対策を推進する必要がある。  
【国・市】(危機管理課・土木課・都市計画課) (2-2)

**(代替輸送手段の確保等)**

- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援として、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と方策を検討する必要がある。【市・民間】(危機管理課) (2-4)

**(道路等の災害対策の推進)**

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (2-5)

**(燃料供給ルートの確保)**

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課・土木課) (5-2)

**(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)**

- 地震や津波、洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (5-3)

**(道路等の災害対策の推進)**

- 緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (5-3) (6-4)

**(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)**

- 大規模地震発災後、E T C 2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、事業継続計画(B C P)の策定など必要な体制整備を図る必要がある。【国・県・市・民間】(危機管理課・土木課) (6-4)
- 大規模災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課) (6-4)

**⑧農林水産**

**(食糧の確保)**

- 市民の生活を確保するため、食糧等の計画的な備蓄を行うとともに、事業者等との協定締結により食料等の確保を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課) (5-4)

**(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)**

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある必要がある。【県・市・地域】(土木課・産業振興課)(5-4)

**(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)**

○地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある必要がある。【県・市・地域】(産業振興課・土木課)(7-5)

**⑨地域保全**

**(文化財の保護)**

○指定文化財の減災化や、展示方法・収蔵方法等を点検し、文化財の被害を最小限に留める必要がある。また、有形無形の文化を映像等に記録するなどアーカイブ化を促進する必要がある。【国・県・市・地域】(生涯学習課)(8-5)

**⑩環境**

**(衛生環境の確保等)**

○消毒や害虫駆除等、被災者の生活空間から病原微生物の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。【国・県・市】(環境課・下水道課)(2-6)

**(マンホールトイレの整備)**

○大規模地震における避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている小中学校に災害用マンホールトイレの整備を推進する必要がある。【市】(6-3)(危機管理課・下水道課)

**(有害物質の漏えい等の防止対策の推進)**

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する必要がある。【県・市・民間】(消防)(7-4)

**(災害廃棄物処理計画の策定等)**

○東日本大震災における経験や知見を踏まえて策定された災害廃棄物対策指針(2014年3月、環境省)に基づき、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。【市】(環境課)(8-1)

**(災害廃棄物処理施設の災害対応力の強化等)**

○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。【市】(環境課)(8-1)

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。【県・市・民間】(環境課) (8-1)

⑪土地利用

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。【市】(税務課・土木課・都市計画課・企業誘致課) (8-3)

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた取組)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地(オープンスペース)を選定・確保することで、迅速な応急仮設住宅建設に対する取組を推進する必要がある。【県・市】(危機管理課・都市計画課) (8-4)

## (2) 横断的分野

### ① リスクコミュニケーション

#### (ハザードマップの作成・周知啓発)

- 水位周知河川について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う必要がある。【市・地域】(危機管理課) (1-4)

#### (河川氾濫からの減災に係る取組の実施)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく河川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する必要がある。【国・県・市・地域】(危機管理課・土木課) (1-4)
- 河川ごとに洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインを策定し、的確な発令の実施に努める必要がある。【国・県・市】(危機管理課) (1-4)
- 河川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促す必要がある。【市・民間・地域】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・学校教育課) (1-4)

#### (備蓄の推進)

- 備蓄計画に基づき、必要とされる食料・飲料水、燃料等の備蓄を推進するとともに、避難所などにおける必要物資についての研究・検討を推進する必要がある。【市】(危機管理課) (2-1)
- 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した社会福祉施設等に受け入れに必要な資材等の整備・充実を推進する必要がある。【市・民間】(社会福祉課) (2-1)
- 防災訓練、防災講話、防災教育での啓発により、各家庭における備蓄を推進する必要がある。【市・民間・地域】(危機管理課) (2-1)

#### (帰宅困難者等支援の推進)

- 帰宅困難者対策は、行政、事業所、学校など多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、大規模災害発生時における従業員や児童・生徒の保護についての啓発を推進する必要がある。【市・民間】(危機管理課・学校教育課・子育て支援課・社会福祉課・高齢福祉課) (2-4)

#### (自主的な避難所運営体制の推進)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の避難所運営マニュアルの策定を推進する必要がある。【市】(危機管理課) (2-7)

#### (情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、職員体制を整備する必要がある。【市】(危機管理課・人事課) (4-3)

#### (避難勧告等の発令)

- 市が行う避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。【市】(危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防) (4-3)
- 避難のためのリードタイムがない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すると

ともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平時から周知する必要がある。【市】（危機管理課・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・消防）（4-3）

**（罹災証明書及び罹災届出証明書の迅速な発行）**

- 罹災証明書及び罹災届出証明書の発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、被災者支援システムの導入を検討するとともに、住家の被害認定調査業務研修の受講を推進する必要がある。【市】（危機管理課・税務課）（8-4）

**②人材育成**

**（地域防災力・企業防災力の向上）**

- 地域防災力を向上させるため、校区・自主防災会等による防災訓練・初期消火訓練等の充実・強化を推進する必要がある。【市・地域】（危機管理課・消防）（1-1）
- 防災リーダー養成講座の実施により、地域防災力の向上を推進する必要がある。【市・地域】（危機管理課）（1-1）
- 企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力を向上させるため、事業所における防災訓練・消防訓練の実施を推進する必要がある。【市・地域】（危機管理課・消防）（1-1）
- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域で行われる防災訓練等への積極的な参加を推進する必要がある。【市・地域】（危機管理課）（1-1）

**（避難行動要支援者の救助・救急活動）**

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ  
る人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の  
両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。【国・県・市・  
地域】（危機管理課・消防・社会福祉課・高齢福祉課・子育て支援課・市民協働課）（2-3）

**（復旧・復興を担う人材等の育成等）**

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、応急危険度判定士の養成を推進するとともに、  
訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。【県・市・民間】（都市計画課・危機管理課）  
（8-2）

**（災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築）**

- 災害時、被災者の様々なニーズを手助けするボランティアを受け入れるボランティアセンターの運営を  
担う防災ボランティアコーディネーターの養成を推進する必要がある。【市・民間】（危機管理課・社会  
福祉課）（8-2）
- ボランティアを受け入れるボランティアセンターの体制の整備を推進する必要がある。【市・民間】（危  
機管理課・社会福祉課）（8-2）



### ③老朽化対策

#### (水道施設の老朽化対策等の推進)

- 水道施設は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、非常用水源の増備及び津波・水害対策等の検討や、応急給水計画の充実化を推進する必要がある。【県・市・民間】(上水道課)(2-1)

#### (道路等の災害対策の推進) (災害時における輸送ルート確保の強化)

- 緊急輸送道路等を補完する市道について舗装や橋梁の老朽化対策を推進する必要がある。【市】(土木課)(5-3)(6-4)

#### (農業集落排水施設等の耐震対策等の推進)

- 農業集落排水施設等の老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化、耐震対策等を推進する必要がある。【市】(下水道課)(6-3)

#### (ゼロメートル地帯等の河川堤防等の耐震化等の推進)

- 河川堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【国・県・市】(危機管理課・土木課)(8-3)

### ④産学官民・広域連携

#### (広域避難体制の確立)

- ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める必要がある。【国・県・市】(危機管理課)(1-4)

#### (物資調達体制の強化、受援体制の構築)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める必要がある。また、被災地の状況にあわせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【国・県・市】(危機管理課・人事課)(2-1)

#### (災害時の広域連携の推進)

- 災害発生時に広域的な応援を受けられるよう、関係機関、他の自治体との協定を締結することで災害時に物資調達がスムーズに実施できるよう体制の構築を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(2-1)(3-2)
- 近隣市町村間との協調・連携に係る取組を推進する必要がある。【市】(危機管理課)(3-2)

#### (孤立地域等の発生防止)

- ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点整備を促進する必要がある。【県】(危機管理課)(2-2)

**(広域的な応援体制の確立)**

○大規模災害発生時に速やかに対応するため、他都市からの給水車の受け入れなど広域的な応援体制の確立を推進する必要がある。【県・市・民間】(上水道課) (6-2)

**(復旧体制の強化)**

○大規模災害発生時の上水道等の応急処置や復旧を行う要員及び資機材を確保するため、関係業者の協力体制の整備を推進する必要がある。【県・市・民間】(上水道課) (6-2)

(別紙3)愛西市地域強靱化計画に各課が位置付ける個別具体的施策の事業詳細

R2年度末時点

(「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」関係分)

| 省庁名   | 交付金・補助金名                | 対象となる<br>交付・補助対象事業      | 担当課    | R2年度末時点 |    |    |    |    |
|-------|-------------------------|-------------------------|--------|---------|----|----|----|----|
|       |                         |                         |        | R2      | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 総務省   | 緊急消防援助隊<br>設備整備費補助金     | 緊急消防援助隊<br>設備整備費補助金     | 消防課    |         |    | ←→ |    |    |
| 文部科学省 | 学校施設環境改善交付金             | 学校施設環境改善交付金             | 学校教育課  | ←→      |    |    |    |    |
|       | 認定子ども園施設整備交付金           | 認定子ども園整備                | 子育て支援課 | 未定      |    |    |    |    |
|       |                         | 幼稚園耐震化整備                |        | 未定      |    |    |    |    |
| 厚生労働省 | 社会福祉施設等施設<br>整備費補助金     | 社会福祉施設等施設<br>整備費補助金     | 社会福祉課  |         |    | ←→ |    |    |
|       | 次世代育成支援対策<br>施設整備交付金    | 次世代育成支援対策<br>施設整備交付金    | 子育て支援課 | 未定      |    |    |    |    |
|       | 地域介護・福祉空間整備等<br>施設整備交付金 | 地域介護・福祉空間整備等<br>施設整備交付金 | 高齢福祉課  | 未定      |    |    |    |    |
|       | 保育所等整備交付金               | 保育所等整備交付金               | 子育て支援課 | 未定      |    |    |    |    |
| 農林水産省 | 農村地域防災減災事業費補助           | 農村地域防災減災事業              | 土木課    | ←→      |    |    |    |    |
|       | 農業水路等長寿命化<br>・防災減災事業    | 農業水路等長寿命化<br>・防災減災事業    | 土木課    | 未定      |    |    |    |    |
|       | 農山漁村振興交付金               | 農山漁村活性化整備対策             | 土木課    | 未定      |    |    |    |    |
|       | 農山漁村地域整備交付金             | 農業農村基盤整備事業              | 下水道課   | ←→      |    |    |    |    |
| 国土交通省 | 防災・安全交付金                | 下水道事業                   | 下水道課   | 未定      |    |    |    |    |
|       | 社会資本整備総合交付金             | 道路事業                    | 土木課    | ←→      |    |    |    |    |
|       | 地籍整備推進調査費補助金            | 地籍整備推進調査費補助金            | 企業誘致課  |         |    | ←→ |    |    |
| 環境省   | 循環型社会形成推進交付金<br>(浄化槽分)  | 浄化槽設置整備事業               | 下水道課   | ←→      |    |    |    |    |
| 国土交通省 | 道路局所管補助金(※)             | 道路事業                    | 土木課    | ←→      |    |    |    |    |

(※)令和2年12月14日時点では対象外



©AKR Illust:伊藤彰

## 愛西市地域強靱化計画

令和3年3月

愛西市 企画政策部 危機管理課

〒496-8555

愛西市稲葉町米野308番地

電話：0567-26-8111（代表）

FAX：0567-26-5516